

平成26年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成26年3月4日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成26年3月11日	9時33分	議長	末次利男	
	散会	平成26年3月11日	15時15分	議長	末次利男	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席10名 欠席0名 欠員2名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	欠員	
	4番	末次 利男	出	10番	久保 繁幸	出
	5番	欠員		11番	坂口 久信	出
	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	2番	江口 孝二	3番	所賀 廣	6番	平古場 公子
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 岡 靖 則		(書記) 福 田 嘉 彦			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	岩 島 正 昭	環境水道課長		藤 木 修	
	副 町 長	永 淵 孝 幸	農林水産課長		新 宮 善一郎	
	教 育 長	松 尾 雅 晴	税 務 課 長		大 串 君 義	
	総 務 課 長	毎 原 哲 也	建 設 課 長		土 井 秀 文	
	企画商工課長	松 本 太	会 計 管 理 者		高 田 由 夫	
	財 政 課 長	川 崎 義 秋	学校教育課長兼社会教育課長		野 口 士 郎	
	町民福祉課福祉係長	津 岡 徳 康	町民福祉課戸籍年金係長		森 川 陽 子	
	町民福祉課地域包括支援センター係長	土 井 喜代子	太良病院事務長		井 田 光 寛	
健康増進課長	田 中 久 秋					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成26年3月11日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 総務常任委員会報告（所管事務調査）
- 日程第2 経済建設常任委員会報告（所管事務調査）
- 日程第3 議案第1号 太良町いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 太良町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 太良町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 太良町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 太良町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第9号 太良町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 太良町学校体育館使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 太良町病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 太良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 太良町立児童館設置及び管理条例を廃止する条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について
- 日程第17 議案第15号 喰場辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第18 議案第16号 平成25年度太良町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第17号 平成25年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）について

- 日程第20 議案第18号 平成25年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第21 議案第19号 平成25年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に
ついて
- 日程第22 議案第20号 平成25年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）に
ついて
- 日程第23 議案第21号 平成25年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）につい
て
- 日程第24 議案第22号 平成25年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第23号 平成25年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について

午前9時33分 開議

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表どおり進めます。

日程第1 総務常任委員会報告（所管事務調査）

○議長（末次利男君）

日程第1. 総務常任委員会の報告を求めます。

○総務常任委員長（下平力人君）

皆さんおはようございます。

議長の許可を得ましたので、総務常任委員会の報告をいたします。

平成25年12月定例議会におきまして付託されました所管事務調査について、本委員会は1月27日から29日までの3日間、行政視察を行いましたので、報告いたします。

1日目の27日は、特定健診受診率の向上を中心とした健康づくりの取り組みについて、大分県の九重町を視察いたしました。

九重町は大分県中西部に位置し、東は由布市、南東は竹田市、北西は玖珠町に、また南西は熊本県阿蘇郡小国町、南小国町に接し、総面積271.41平方キロメートル、町の中央部を筑後川上流玖珠川が東西に走り、西側に田畑、山林等が開け、東南のほうには久住山、大船山、三俣山等十有余の標高800メートルから1,700メートルに達する九州の屋根と言うべき名峰連なる九重山群に囲まれた町であります。

昭和30年の合併により4町村（東飯田村、野上町、飯田村、南山田村）が合併して九重町が誕生し、現在人口1万461人、3,902世帯で、平成の合併はせず、「自立するまち」を目指

し、地熱資源を初め豊富な資源を有し、変化に富んだ自然景観にも恵まれた町でありました。

九重町は総合計画の施策大綱の一つである「ともに支えあいいきいきと暮らせるまちづくり」を目指す姿に人間関係が希薄化しつつある現代に「人と人のつながりを生かした健康づくり」を基本理念とした、平成25年度を初年度とする九重町健康増進計画である「第2次健康ここのえ21計画」を策定され、重点目標として①毎日の生活が楽しいと感じる（健康寿命の延伸と健康格差の縮小）②自分で健康だと感じる（生活習慣病の発症予防の徹底）③自分のことを好きだと思う（若い世代と子供への意識づくり）④人とのつき合いを楽しいと感じる（健康を支えるための社会環境の整備）⑤食事が楽しいと感じる（食育の推進）を掲げ、施策を推進されていました。

今回の研修項目、特定健診の実施については、特定健診実施機関に委託し、巡回指導と施設健診の方法でがん検診と同時に実施され、保健指導については保健福祉センター及び契約医療機関へ委託されていました。特定健診の受診率は平成24年度は45.9%で、大分県内の町村では1位であるが、目標の60%に届いていない状況でありました。

また、受診率の向上対策として、特定健診のみでなく各種検診を同時に実施し、できるだけ多くの人を受診できるような検診日を設けるなど努力されていました。また、広報、ケーブルテレビ、防災無線、健康カレンダー等を作成し、受診の呼びかけを実施されていました。

受診後のフォローについては、結果説明会を開催し、同時に保健指導を実施、参加しない人には電話での勧奨を行う等、いろいろな工夫をされていました。

その他、がん検診等の受診率対策、健康づくり事業等についても説明を受けましたが、検診等の受診率向上については我が太良町と同じような悩みがあると感じました。未受診者に対して文書通知や電話など市町村側だけで勧奨するだけでは限界があるのも事実です。最低でも、地域の住民を巻き込んだ何らかの動機づけを行い、健康づくりについて啓発をしていくことが必要だと思います。ポイント制にしてインセンティブをつけたりして受診率を上げている市町村もありますので、本町の場合もある程度頭打ちになった場合、そういう施策を行うことも考えられると思います。

2日目の28日は、消防、防災の取り組みについて宮崎県の川南町を視察いたしました。

川南町は宮崎県のほぼ中央部に位置し、人口1万6,554人、6,154世帯の町で、東は日向灘、西は木城町、南は高鍋町、北は都農町と接し、東西約12キロメートル、南北約10キロメートル、総面積90.28平方キロメートル、森林と農用地が総面積のそれぞれ約40%を占め、温暖な気候と豊かな自然の中で全国有数の食糧生産基地となっています。

旧農林水産省発行の戦後開拓史に、青森県十和田市、福島県矢吹町と並んで戦後の大規模国営開拓事業が成功した三大開拓地として掲載され、戦後全国各地から農業を志す人々が集まり、開かれたことから、川南合衆国と呼ばれている町であります。

川南町は現在消防団定数243名、現団員は女性団員5名を含む241名で組織され、町を南北

に分けて2分団14部で活動をされています。

団員の確保については、消防職員、団幹部で消防団組織体制検討委員会の設置、団員が商業店舗で割引などのサービスを受けられる応援事業所の導入検討など、さまざまな努力をされた結果、宮崎県一の組織率で平均年齢も30.77歳と、太良町より若い状況でありました。

消防団の機材整備状況には、太良町とは違いはありませんでしたが、発電機が14部中13部に配備され、水利については消火栓291基、防火水槽62基が整備されており、今後は防災水槽の整備より消火栓へ移行する方針でありました。

非常時の連絡は、防災行政無線（屋外パンザマスト22基、戸別受信機6,279台）及び消防団による巡回、フェイスブック、地上デジタルテレビdボタン等で周知されていました。

また、阪神・淡路大震災以降、毎年避難訓練を実施し、今年の訓練は南海トラフ巨大地震による13メートルの津波を想定して取り組んだが、津波による被害対象地域の対象住民1,200名のうち参加者が1割程度で、住民に危機意識がなく、担当者も啓蒙を図り、多くの人が理解し、参加してもらうような工夫が必要と言われました。

太良町でもいつ災害が起きるかわからなく、事前防災に心がけ、フェイスブックなど新たな手法による双方向の情報発信や自主防災組織等を活用した避難訓練を実施することなど住民を巻き込んだ防災対策が必要と感じました。

以上をもって総務常任委員会の行政視察研修の報告を終わります。

○議長（末次利男君）

質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

委員長は自席にお戻りください。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

日程第2 経済建設常任委員会報告（所管事務調査）

○議長（末次利男君）

日程第2. 経済建設常任委員会の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（坂口久信君）

議長の許可を得ましたので、所管事務調査であります経済建設常任委員長の報告をいたします。

平成26年2月5日から7日までの3日間、鹿児島県鹿屋市、宮崎県小林市、熊本市の3カ所を視察をいたしました。

初めに、鹿児島県鹿屋市の報告をいたします。

今回、視察先として選んだのは鹿屋市の東部、大隅半島のほぼ中央に位置する柳谷町内会

というところで、地元では通称やねだんと呼ばれております。この町内会では行政に頼らない地域づくりをモットーに全ての住民が参加する地域づくりを行っております。この町内会へは全国各地から年間5,000人以上の視察者が訪れるなど、また活動内容はテレビや新聞など多くのマスメディアで取り上げられております。

このやねだんは、人口約300人、世帯数約120戸、4割以上が高齢者という町内会です。15年前に現会長の豊重哲郎氏が就任されたことをきっかけに住民協働の地域づくりに取り組まれてきました。まず、みずからの手で財源を確保するために遊休農地を活用し、サツマイモや落花生をつくり、販売をいたしました。また、サツマイモは青果だけではなく焼酎の原料にも使用し、やねだんという名で販売をしております。

珍しい活動として、空き家を改築し、ギャラリーや芸術家の活動拠点、また宿泊施設として活用しているところです。写真家や陶芸家など全国各地からこのやねだんへ移住をされております。このように地域外から芸術家を受け入れることで身近に芸術に触れる環境を築き上げております。

このような活動の中で、やはり反対者という存在は活動の大きな妨げとなります。一人でも反対者がいれば、その家族や知り合いなど反対派になるおそれがあります。そこで、反対派が広がる前に取り込むようにしました。単に説得するのではなく、あくまでも納得してもらい、活動に参加してもらおう。個人の長所を最大限に引き出す協働体制を構築することで、一人一人の存在感を認め合うことができ、また全員で達成感が味わえます。

地域リーダー養成のためのやねだん故郷創生塾を平成19年から開講されております。今年度、太良町からも1名、塾生として講義を受けてきています。文章力、創造力、思考力、取材力、プレゼン力を養う、この講義により、太良町に地域づくりの新しいリーダーが誕生することを期待をいたしております。

子供から高齢者まで全ての住民がレギュラーであり、補欠はいない。誰でも何かしらの出番がある。さまざまな活動を通じ、子供たちは大人から学び、また高齢者は生きがいつくりの場となっております。このようなことを参考にしながら、この先、太良町が大いに活性化していけたらと切望をいたしております。

次に、宮崎県小林市の報告をいたします。

昨年、新聞等で話題になりました宮崎産キャビアについて、宮崎県水産試験場小林分場の田口智也主任研究員と隣接する出の山淡水魚水族館の井口紀男館長に話を聞きました。チョウザメの養殖研究に着手したのは、今から30年前の昭和58年。当時、旧ソ連との親善交流ということでチョウザメとアユが交換されたそうです。かつての小林市ではニジマスやアユの養殖が盛んであったが、食生活の変化などに伴い、養殖業は徐々に衰退していきました。十数軒あった養殖業者も、今では1軒しか残っていないそうです。そういう内陸部漁業が危機を迎えていたこともあり、チョウザメ養殖による特産品の確立を試みました。

平成3年には人工ふ化に成功し、研究は順調に進むかと思われましたが、なかなかうまくいかず、代を重ねるたびに奇形が生まれてくるようになった。チョウザメの種類をシロチョウザメに切りかえた結果、人工ふ化や養殖技術の確立へとたどり着いた。苦節30年、今ではキャビアの量産化もできるようになっている。県内では19カ所の養殖場があり、昨年11月には3カ所の養殖場からキャビアが出荷されました。

チョウザメはふ化した後、3年後にしか雄雌の区別ができないようで、雌はその後5年程度で卵を持ちます。卵を持たない雄やキャビアを採取後の雌については食用として活用され、県内外の高級レストランのシェフから高い評価を受けております。今後の研究では、雌を多く産ませたり、大量の卵を持つような品種改良等を考えていきたいというふうに話されておりました。

最後に、熊本市の報告をいたします。

依然木材価格は低迷しており、今後の林産業についてはさまざまな施策を考えなければならぬので、今回多良岳材を多く扱っておられる熊本木材株式会社で研修をいたしました。

現在の日本の森林面積は約2,500万ヘクタールであり、そのうちの約1,035万ヘクタールが人工林である。日本の国土の約7割が森林という状況であります。熊本県の森林面積は46万4,000ヘクタール、県の約63%を森林で占めております。佐賀県の森林面積は約11万ヘクタールと、熊本県の約4分の1程度となっております。

現在、熊本木材では、生の製品であるグリーン材、天然乾燥のAD材、人工乾燥のKD材の3種類を販売されております。

日本は、昔から人が住む住宅としては健康的にも木造建築が一番よいとされてきました。国によってはさまざまですが、中東のイランなどにおいては住宅に木材はほとんど使用されていません。なぜなら乾燥地帯が多いので、レンガづくりなどがほとんどです。しかし、近年、内装材に木材を使うという動きも出てきております。残念ながら、日本材ではなく、アメリカや北欧材をほとんど使用されている状況です。少しでも日本材を使ってもらえれば需要も変わってくるのではないかということでした。価格低迷の影響の中国、韓国、台湾への木材輸出が伸びていますので、年々増加している人工林を活用した木材輸出をするような計画を持っているそうです。

新しい事業として、原発を停止した場合の新たなエネルギー確保のために木材を使った発電を考えておられます。熊本県に3カ所、宮崎県に4カ所の木質バイオマス発電所建設が予定されています。しかし、その原料となる木材が10万立方単位で動くと言われておりますので、一時的に木材が不足するのではないかという懸念はあります。将来的には需要が増加することで活性化されるのではないかの期待は持っていますが、実際には稼働してみないとわからないというような状況であります。

多良岳材については、高い評価を受けていて、よそに比べて枝打ちの時期が早いので、3

面、4面無節がとれるというブランドになっています。取引単価は平均単価の約2割高、高い金額で取引をされている。この価格低迷の中、2割増しの単価で取引できるということはブランドとして確立されているので、これからも引き続きよりよい多良岳材を生産してほしいとのことでした。この有利販売の陰には、熊本木材の担当者が市場価格の動向を勘案し、出荷の調整等を行われているとのことも大きな要因と考えられております。いずれにしても、関係者の方々の努力により多良岳材はよそよりも有利な取引ができていますので、これからもよい木材生産に努めてもらいたいということでした。

ここには書いておりませんが、ウナギの養殖についても少しばかり視察をして、全体的に非常に有意義な視察じゃなかったかというふうに思っております。

以上、経済建設常任委員長の行政視察報告を終わります。

○議長（末次利男君）

質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

委員長は自席へお戻りください。

以上で経済建設委員会の報告を終わります。

日程第3 議案第1号

○議長（末次利男君）

日程第3. 議案第1号 太良町いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方はありますか。

○1番（田川 浩君）

この太良町いじめ問題等発生防止支援委員会というのはいじめ防止対策推進法が施行されて設置が義務づけられたとありますけれど、そもそもこのいじめ防止対策推進法、これが施行されたというか、できたというその背景といいますか、どういったことでこれがつくられたのかというのを教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

昨年の6月に制定されたこの国の法でございますけど、これについては滋賀県の大津市のいじめで亡くなった事案とか、その前後でいじめ問題が全国的にいろんな社会問題に発展いたしましたして、それが基本的には発端となって全国市町に市町村に対して大きな事案になる前にこういった各市町で委員会を設置して未然に、また軽いところで防ぐというようなことで法が制定されたものと思っております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

滋賀の大津市ですね。その大津の中学校を初めとするいじめ問題が起きて、それをきっかけにして制定されたということでございますね。それでは、いろいろいじめ問題、各市町村あったと思うんですけど、本町におきましてこれまでどういうふうな重大事態ですとか、またものがあったか、また現在こういったいじめ問題起きているのか、あるのかなのか、そこら辺を聞かせていただけますでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

私が担当いたしました3年になります。この間、私が知り得る範囲ではいじめと認知した事案はございません。ただ、その大津の事案が発生するまでは各学校、アンケート調査とか、学期に1回とか、2カ月に1回とかでしたけど、一昨年からは毎月そのいじめのアンケートを子供たちに、保護者にもそういったアンケート調査を行っております。本年度の1月までの各学校からの報告を問題行動の集約ということで4校から上がってきておりますけど覚知、これは覚知といいますのは本人や保護者からいじめがあっているという意思表示があったものについて学校が把握したその数でございますけど、小学校で8件です。中学校で11件でございます。ただ、認知、これは報告を受けて学校がその関係者と個別に対話を行っていじめと認めるか認めないかというようなことで、認知した件数については大浦の小学校で2件あっております、8件のうちのですね。これももう1月の段階で解決済みということで報告をいただいているような状況でございます。中学校の11件については認知した件数はございません。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

わかりました。それで、この支援委員会の委員ですけど、第3条に委員は8人以内で組織をするということで、それと弁護士または学識経験者、臨床心理士、警察関係者等とありますけれど、実際もうこれ4月から始められるわけですよ。実際、どういったメンバーの構成になるのかという点と、活動の内容なんですけど、これは起こってから動き出すものなのか、それともそういったものが起こる前に動くのを主としているのか、そういうふうな活動内容の仕方というのを、その2点を教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

活動の内容ですけど、議員御質問のあったその件については両方あってからの問題ももちろんございます。一応今の予定では年2回委員会を開催して、各学校の状況を集約したところで第三者的な見解といいますか、各学校でそれまで持ち上がったような事案があれば、そういったところで第三者のいろんな立場の方の御意見を聞くというような形で両方踏まえて

おります。メンバーにつきましては、ここに条例の中には弁護士、学識経験者、臨床心理士、警察関係者、前号に掲げる者のほか教育委員会が適当である者ということでございますけど、この具体的な内容については今後さらに詰めていかなければいけませんけど、今の私どもが持っている案では弁護士、大学教授、警察官OB、そして医師、臨床心理士、看護師、そしてPTAの代表者というか、元の会長のOBさんか、そのスポーツ団体の代表者あたりを今の段階では案ということで思っております。

以上です。

○6番（平古場公子君）

先ほど言われましたアンケート調査ですね。これは熱心にされていると思います。そのアンケートの内容ですけど、いじめられていますか、いじていますかという2点なのか、内容はどのようにして調査をされているのか、教えていただけないでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

毎月各学校で実施をしております。今、平古場議員さんおっしゃった、その大浦小学校の件かなと思いますけど、大浦小学校の件についてはあなたは、月を指します、例えば4月でありましたら、4月からこれまでこの月にいじめられたことがありますかと。今もいじめられていますか、はい、いいえというようなこともあります。その後、はいと答えた方に丸をつけてくださいというような項目が、たたいたり蹴ったりされたとか、悪口や嫌なことを言われた、仲間外しにされた、無視されたとか8項目がございます。そこに丸をつけてくださいというのが大浦小学校のほうでアンケートでございます。今、小学校を申しあげましたので、済いません、多良中学校のアンケートを申し上げます。多良中学校ですけど、今月の学校生活は楽しかったですかというのがまず最初に来ます。そのそこに回答するのが4項目ございまして、楽しかった、まあまあ楽しかった、余り楽しくなかった、楽しくなかったというようなことを毎月回答してもらおうということです。そこで本人の動きというようなのをできるだけ早く察知して何かあっているんじゃないかというようなことで、その後に1カ月でその月で自分が言われた、されたりしたことを書いてくださいというような欄がございます。最終的に、最後に全体を学校の雰囲気はどう思いますかとか、そういった項目もあって、個別でそういった事案、先生方がこれを処理をされるときに一月ごとのそのお子さんの生徒さんの心の動きというか、楽しかったと二月続いて余り楽しくないというのがずっと続いてくれば何かあっているんじゃないかというようなことで、そういったアンケートの内容になっております。

以上です。

○6番（平古場公子君）

いじめたか、いじめられたかということで本当のことを書けということのうち孫なんか

いじめたて、女の子ばちょっといじめたということで書いたということですけど、どっちのほう、いじめたほう、いじめたという生徒が多かったのか、いじめられたという生徒が多かったのか、そこら辺をわかればちょっと教えてください。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

基本的にいじめられているお子さんは1名をいじめたケースが多くて、そこには2名や3名やと複数、だから1人が多数をいじめるんじゃないなくて多くの子供たちが1人をいじめるケースのほうが多いということで、いじているほうが多いと、人数的にはそう把握しております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

先ほど大浦小学校で8件のうち2件がいじめというような認定というか、認定されたかどうかは知らんばってんが、その辺のいじめという、これはいじめという認定はどのようなところでその2件を認定されたのか。

そして、この今回8名ですか、8名程度を委員にするというようなことで、これはまだ決まっていないと思いますけれども、いつごろに大体決める、年内には決めるつもりでおると思いますけれども、いつごろ決められますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

その委員の構成については、今後教育委員会部局、教育長を含めてできるだけ新年度入って早目に立ち上げていきたいと思っております。1学期にできるだけ構成メンバーを招集したところの1回目を各学校の状況あたりを踏まえたところで太良町は今の現状はこうですということを早目に把握していただきたいということで対応したいと思っております。

もう一点ですけど、いじめの定義といいますか、これは一口で言えば本人が嫌がると。もちろん手を出したりしたら、そういった物理的、心理的にも本人が嫌がるようなことを継続して続けるというようなことだと思っております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

教育長にちょっと聞いたかとばってんが、1人を要するに何人かでどんどん何週間にわたってとか、毎日いじめていくというのが非常にいじめという我々は感覚に持っておるし、そういう人たちがまた自殺したりとかなんとか非常にそういう可能性が大ですね。普通の例えばちょっとした1日に多分けんかしたり何かするのは普通のもう我々は遊びという感覚しか持たんですけれども、その辺については教育長はどのような考えを持たれておりますか。

○教育長（松尾雅晴君）

お答えします。

今現在でも4校の多良小学校、大浦小学校、多良中学校、大浦中学校、それから太良高校、それから町民福祉課、それから町のそういう組織も含めてホットサポートという体制をしいております。定期的にこれの中でいろんなそれぞれの学校で問題があるのをその場でいろいろ話を出すと。そして、それぞれ単独校ではなかなか解決処理ができないという面についてそういう中でよりよき対処法を検討し、それを各学校は持ち帰って全職員で当たるというふうに、そういう学校のそういう生徒指導を担当としてできるだけ早期に発見して早期に解決をしようと、そういうことで先ほどそれぞれの学校で今議員さんが言われたようにいじめと自分が感じたならばそれをとる。ごく簡単に言いますとそういう表記の仕方ですので、しかしそれにしてもやはりできるだけそういう子供たちが少なくなり、より楽しい学校生活を送れるようにというふうな努力をしているところでございます。

○11番（坂口久信君）

それなり、今非常に少子化で子供たちも非常に学級、25人か30人、せいぜいですね。非常に目の届くような教育の仕方がなされているわけですね。そういう中で休み時間にせろ何にせろそういうことが多々幾らかはあっているとは思うわけですね。そういうその遊びの中でちょっとしたことも取り上げていろんな検討されることは非常にいいことと思いますけれども、余りにもちょっとしたことでね。やっぱり言えば皆さんちょっとたたけばいじめと言うたり、いじめられて言うたりとかいろんなとり方ではいろいろあるわけですから、あくまでも1人の人を何人かですと何週間もいじめたとか、例えば反対もあるかもわかりませんが、そういうのが我々はそういうのが非常に危ないいじめじゃないかなという感覚を持つとうわけですね。そういう人たちが何か自殺をしたりとか、いろんな問題が出てきたりとか、我々はそれをやっぱりどっちみちそういうことを芽を摘んでいただきたいと。少しのやっぱり遊びあたりは皆さん子供たちは非常に元気がいいものですから、けんかもしたりとかいろんなことあるかと思いますが。そのこのところの区別がどのように区別をされて、その対応をされるのかというふうなところです。我々は1人に対してのずっといじめという感覚をなるべくなら早目に摘んでいただきたい。普通の遊びの中の何かかんかをどこまで余りにも神経とがらせてそこまでする必要はなかなかなという気、私個人的にはですよ。するんですけども、その辺についての対応はどがんですか。

○教育長（松尾雅晴君）

先ほどお話をしましたように早期発見、早期解決というようなことを目指しております。だから、非常に深刻化したいじめというのは皆無であります。そして、先ほどお話しのように例えば中学校あたりは特にもう簡単なことかもわかりませんが、生活環境をきちっとしなさいと。例えばげた箱なんかもきちっとくつが整頓をされている。それから、教室内、それから廊下、校庭、そういったところにごみがないと。それから、掲示板あたりもきちん

と掲示をされとって、いわゆる子供たちが見ても美的に感ずるような、そういう環境をというように各学校、力を入れていただいて、そういう中で子供たちはよりよく育っていくものだろうというようなことで、そういう教室環境も学校環境も非常に花があり、子供たちのそういう感情が安定するような学校環境をつくるということを第一に目指しております。以上です。

○8番（川下武則君）

教育長にお尋ねですけど、そもそもこのいじめ防止のこれが国会を通過してこうやって市町村に来たということは多分な話ですけど、学校教育にしても何にしても問題を隠そう隠そうとするから弁護士さんとか、そういう部分を入れてそういうのを検証して下さいということなんですけど、さっき教育課長が年に2回ぐらい開催するというところやったつばってんが、年に2回ぐらいですよ。これ義務づけられとつとですもんね。義務というふうに書いてありますもんね。義務づけられた問題で年に2回ぐらいでその義務を全うできると思っておりますか。多分これは私ももちろんですけど、多分年に2回ぐらいやったら、多分同級会ぐらいです。同級会ぐらいのよい集まりと思います。本当に問題を掘り下て、自殺を防ぐとか、そういうのに多分学校のほうは一生懸命して、また教育課長たちも一生懸命するにしても、そこまで掘り下げて年2回ぐらいではできないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○教育長（松尾雅晴君）

今現在、学校のほうは、もちろん教育委員会の中で小さな問題があったと、全部報告をし、それから各学校はその地域の民生委員さん等々に連絡をし、協力をいただくというようなことでやっております。今日もしおさい館で民生委員会がっておりますけども、12月関係がちょうど民生委員さんの交代というようなことで2月から、いわゆる先月からやったわけですけども、そういった中において学校の中の出来事、個人的に云々という、ちょっと余り話せないものについては抜きにしても、個人的特定ができない問題については学校の中の問題、出来事、そういったものをそういった民生委員会、児童委員さんあたりもそういったお世話をさせていただいておりますので、そういった方々に御協力、御相談をし、御協力をいただくというような体制をとっております。

そして、先ほどの件ですけども、滋賀県の大津の場合、なかなか真相究明ができなかったというようなことで第三者委員会ができ、それがこういう形に発展、その他の事件でもそういったことができ、法律化されたものというふうに解釈しております。私とするならば、できるだけ多くの町民の人に知らせるべきものは知らせ、そして御協力いただくものについては御協力と、その辺の表に出していいものと、できるだけ周辺で解決しなければいけない問題等もあるかと思っておりますけれども、できるだけ学校内のことについては協力いただける団体等の方々については御相談をし、御協力をいただこうと、そういう姿勢でございます。

○8番（川下武則君）

非常にありがたい答弁なんですけど、ただ私がさっき申し上げたとは、2回ぐらいの義務づけられた部分で2回会合、2回、3回ぐらいで本当にこれが防止できるかどうか、そのの見解を聞きたいんですよ。一生懸命なされることはわかるんですけど。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

年2回の開催でいいかというようなことなんですけど、基本的には今回は隣接した嬉野市とか実績を参考にさせていただいておりますけど、このいじめ防止対策推進法で言いますと第三者委員会というのは28条委員会ということになってきます。あわせて、22条委員会と、学校内でもう一つきめ細かに動いてもらうという組織も同時に立ち上げて動きますので、その辺は先ほど川下議員おっしゃったように風通しが悪いとかというようなことを取っ払ったところで問題が大きくなる前に早期発見、早期対応ということで、学校現場にももう一つ立ち上げます。そして、第三者委員会ということで今御説明している内容で二重の構えでいきたいということでございます。今後、回数的にどうかということは、26年度の推移を見させていただいて、この後、また対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

今、各議員さんから、また教育のほうからお答えいただいておりますが、今まで教育委員会、非常に言いにくいんですが、隠蔽という文字がいろいろ飛んでおりますが、そういうふうな隠蔽がないような事故、事件が起きてからの委員会ではなくて、オープンである委員会、支援委員会の組織にさせていただきたいというのを希望しているところでございますが、ちょっと1つだけお尋ねいたしますが、第6条の分、この中に書いてある第6条、この条例に定める者のほか支援委員の運営に関し必要な事項は教育委員会が別に定めるということはどういうふうなものを定められるのか、これ1つお伺いいたします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

今回初めての動きでございまして、具体的には別に必要な事項はまた別に定めると文言はございますけど、例えば体罰の問題とか、いろんな不登校あたりの問題とか、教育委員会部局が抱える問題は多ございまして、そういったのも合わせたところでこういった委員会で協議をいただきたいと、いじめだけじゃなくしてと考えております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第1号 太良町いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第2号

○議長（末次利男君）

日程第4. 議案第2号 太良町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

消費税引き上げの関連でこのための改正と思うんですが、対象物はどのようなものがあるのか、それをまずは伺いいたします。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

行政財産もいろいろございますけど、財政課のほうで管理しております行政財産の使用許可につきましては電柱等があります。それと、携帯電話の基地局の3カ所といったところがございます。

○10番（久保繁幸君）

これも消費税で100分の8ですか、になるわけですが、この行政財産使用料の改正に伴ってうちの今までは消費税は104%額に地方に1%やったですかね、戻ってくるのは。今後はどうのような地方に戻ってくる、このような場合の行政財産の条例改定、消費税の引き上げに伴う、その辺の戻りは幾らぐらいになるわけですかね。地方に来る。その辺はまだわかってないですか。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

町への戻りといいますか、一応1%、5%の場合は1%やったものが1.7%になります。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

その1.7%は金額にしたら幾らぐらいの勘定をされておりますか。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

平成24年度の使用許可の実績でありますけど、この分につきましては金額では約3,000円の増額ということであります。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第2号 太良町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第3号

○議長（末次利男君）

日程第5. 議案第3号 太良町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

この土地改良事業は終わりがあるものですか。ずっとこれは継続的にやっていかれる事業ですか、ちょっとお尋ねします。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

今のところは継続でいく方向でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第3号 太良町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第4号

○議長（末次利男君）

日程第6．議案第4号 太良町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第4号 太良町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第5号

○議長（末次利男君）

日程第7．議案第5号 青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

この青少年問題協議会ですけど、青少年育成町民会議ですか、これとの違いというのはどういうふうなんでしょうか。町民会議とのこの協議会との違い。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

重立った違いはございません。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

この町民育成会議の中でいろんな事業だとか何だとかあっていますですね。有名な方を呼んでとか。その中にその育成会議の中にこの協議会というのをつくっても、そしたらよかことやなかとですか。重立った違いがないとすればわざわざこれをつくる必要があるのか。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

ちょっと重立った違いはないと先ほど申し上げましたが、これは国の地方青少年問題協議会法の中でこの青少年問題協議会については各市町に設置をということになっておりまして、青少年町民会議につきましては町独自で動いておるものでございまして、活動をしている内容が似通った青少年を対象にしている部分が多いというようなことでございます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

私もちょっとはつきりわからんやっただですけど、この協議会ですね。青少年問題協議会、これはどこにあるとですか。

○社会教育課長（野口士郎君）

社会教育課内でございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

これは題名を次のように改めるて、わざわざ太良町で頭についとこのこれ、もともとは全然太良町というあれは題名がなかったわけですか、これ。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

太良町というのはなく、真っすぐ青少年問題というような流れになっておりました。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第5号 青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第6号

○議長（末次利男君）

日程第8. 議案第6号 太良町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（平古場公子君）

12歳を18歳までに延ばすということですけど、高校生と18歳という、ちょっと内容的に高校生を卒業するまでなのか、18歳を来た時点までに該当するのか。これ見ますと、高校卒業して3月31日現在というふうに受けとめてはいますけど、そこら辺に高校は行かずに18歳までに高校へ行かずに仕事をしたりしている人たちとかはどういった対象になるのでしょうか。

○町民福祉課福祉係長（津岡徳康君）

お答えをいたします。

提案理由の中に高校生という文言を使わせていただいております。これは小学生からという言葉に対して政策の意図が明らかに伝わるように高校生という言葉を使わせていただいておりますけれども、条例の中では年齢で区切らせていただいているところがございます。18歳を迎える最初の3月31日までの児童に対してその子供さんを扶養する親御さんに対して補助するという条例でございますけれども、議員が御質問の中でありました、その18歳までの子供さんだったら誰でもいいのかということでございますが、これにつきましては規則の中で適用の除外を考えておるところでございます。今のところ適用の除外になっている者の案といたしましては、自立をして自分で生計を維持されている方は除外をするという考えでおります。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

これは早目に住民の皆様方が誤解なさらないように早目に広報する場合はされとったほうがいいと思います。施政方針のときにも高校生までというふうな文言が使われておりますし、やはり仕事をされている子供さんたちもおられます。その辺は詳しい情報は早く流されたほうがいいと思います。それと、このような場合、高額医療の場合はどうなるのか。高額医療を受けられた子供さん、その場合の負担、それも全額負担なのか。それと、国保の未納の家庭とか、そのようなところの場合はどのようなようになるのかですね。その辺はどのような決め方をされているのか、お尋ねいたします。

○町民福祉課福祉係長（津岡徳康君）

お答えいたします。

この条例が可決をいただきましたらば、極力早い時期に町民の皆様に対して広報をいたしたいと思っております。

それで、国保、高額医療の対象者はどうするのかということでございますけれども、これにつきましては小学生、今は小学生まで医療の助成をいたしておりますけれども、それと同じ方針で助成をさせていただきたいと思っております。それと、国保税の滞納者に対しては

どうするかということでございますが、現在のところ滞納者に対して助成をするしないというような区別はいたしておりませんので、そのところにつきましては決めておりません。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

それともう一つ、難病指定されてない難病の方等々がありますよね。そのようなときの子供さんの場合はどうなされるのか。今ちょっと何万人に一人とか、そういうふうな難病の方が出られた場合に指定されてない、保険適用外のとき等々があると思うんですが、そういうところの問題もどういうふうに決めておられるのか、今から決められるのか、その辺をお伺いいたします。

○町民福祉課福祉係長（津岡徳康君）

お答えをいたします。

基本的には子供の医療費の助成というのは町の単独費用と県の補助を用いてしている事業でございますので、ほかの法律によって守られている場合は、その他方を優先させていただくということが原則でございます。難病指定につきましては、約130ほどの難病があるというふうに聞いたことがございます。そのうちで研究事業の対象となっておって、御本人の負担を軽くするという制度があるそうでございますけれども、それにつきましてはその法律に基づいて、それ以外の分につきましては保険内の対応であればこの補助、町の子どもの医療費の助成対象となりますけれども、保険外となりますと、そのところは基本的には町の助成対象からは外さざるを得ないというところでございます。また、その辺につきましても鋭意今後検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

今まで小学生までが対象だったということで、今までの人数と、これから高校生までということで大体何人ぐらいになるのか、教えていただけますでしょうか。

○町民福祉課福祉係長（津岡徳康君）

お答えをいたします。

26年度の新年度予算ベースで勘定をいたしたところでは、現況では今までの助成では大体月に平均で970件ぐらいの助成の実施を行っております。これは医療と調剤合わせてでございます。今度これが中学生と高校生まで拡大をいたしますので、基本的に見込みが立ちませんので、国保のほうの実績等をにらみまして大体乳幼児から小学生までの件数と同等の件数を見込んで予算を計上をさせていただいておるところでございますので、月々おおよそ1,800件ぐらいを予算のベースとして考えておるところでございます。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

そうしましたら、財政の負担増ですね。大体幾らぐらいになると見込まれていますでしょうか。

○町民福祉課福祉係長（津岡徳康君）

お答えします。

おおよそ1,400万円の負担増を見込んでおります。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

鋭意考えていきますということがいろいろなときに出てくるわけですが、今回こういう条例改正のときに今のような答弁のときには、もし必要なことが生じた場合はその次の議会まで待たずに途中で条例を改正するようなことが生じた場合は今の答弁ならどういう手続をとってする考えなのか、ちょっとそこのところはね、ほかのことにも関連があるもので、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○町民福祉課福祉係長（津岡徳康君）

お答えいたします。

喫緊の課題に対応するためには条例が条例改正に間に合わない、次の議会開催までには間に合わない場合の手続につきましては、基本的には臨時議会に対応していただく場合もありますけれども、今回の場合はそういったことではなくて規則等で対応することも可能ではないかというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第6号 太良町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第9 議案第7号

○議長（末次利男君）

日程第9．議案第7号 太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

簡単な質問からいたしますが、現在道路の占用というのは何カ所あるのか。対照表では詳しく書いてあるんですが、それと説明してありますが、簡単でよろしゅうございますので、わかりやすく説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

道路占用の件数につきましては、平成25年で4万4,886件です。

○10番（久保繁幸君）

それで、この別表に書いてあるんですが、占用料徴収条例の中で1種、2種、3種というので区別してあるんですが、この1種、2種、3種というのはどういうふうな種類なのか。また、電話柱というのがどういうふうなものなのかですね。それと、占用料が何でこಂಡけずっとだんだんに安くなるのか、その辺をお伺いいたします。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

第1種電話柱とはということで条例の中にもうたっておりますけども、電話その他の通信または放送の用に供する電線を指示する柱を言うということで、2種についても第2種では電話柱のうち第4条または5条の電線を指示するもの、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電話線を指示するものということであらうたっております。それで、今回料金の金額の改定につきましては、現行の所在地区区分が甲乙丙になっておりましたのが同一区分内において地域によって地価に大きな格差が生じたために今回第1級地、2級地、3級地、4級地、5級地ということで区分はされております。太良町の場合は第5級地に当てはまるような状況でございます。それで、金額につきましては施行令の中でこの金額ということで金額も決定して通達してあります。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

地価が安くなったから安くなったということですかね。そうですか。いろいろ詳しく言われたんですがわかりませんでしたんですが、第4種とかなんとかということとはまた追ってい

ずれかの折にお聞きしたいと思いますが、今4万4,886件というふうな道路占有があるということで、こんだけの占有料の減額でこれ幾らぐらいの収入減になるのか、その辺は試算されておりますか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

見込みですけれども、今年度が143万5,450円程度の見込みをして、26年度におきましては100万4,100円ぐらいになると思いますので、40万円程度の減額になると試算しております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第7号 太良町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第8号

○議長（末次利男君）

日程第10. 議案第8号 太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（坂口久信君）

法定外というのがまずどういうことか。そして、ここ今回もその地価の下落で下がったり何たりしとっとか、その辺だけ。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

法定外につきましては道路占有に伴い改定を行っております。それで、今回は電柱類だけの改定になっております。ほとんど道路占有と併用しておりますので同等に考えてもらってもいいと思います。お願いします。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第8号 太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これに本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第9号

○議長（末次利男君）

日程第11. 議案第9号 太良町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（坂口久信君）

これはどういう人を充てようと思うととつですか、担当課長。

○社会教育課長（野口士郎君）

委員の構成ということと思います。

現在の構成が議会代表、町議会代表で1名、町内4校の学校長代表で1名、そしてスポーツ推進委員、もとは体育指導委員と言っていましたけど、の会長さんを1名、そしてPTAの4校の代表で1名、そして女性代表ということで幼稚園の園長さんが1名と婦人代表ということでございます。6名です。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

これ4条の3、4、5、ここら辺を読みますと、各社会教育団体の育成指導、援助は別にして援助ももちろんそうですが、育成指導と各団体のそしたら何か会があるときには自分からこれは出かけていける資格があるのかどうか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○社会教育課長（野口士郎君）

先ほど申しあげました委員の6名の構成がそこに出かけていくということはありません。社会教育公民館運営審議委員会も兼ねておりますので、そういった今後のスポーツの推進上、いろんな要望とか、何かがあったときには私どもが吸い上げて、その委員会の中で審議をしていただくというようなことでございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そこで審議して、そしたらその団体の責任者とかなんとかを呼んで、その人にこうですよという指導をその中でやるわけ。この中にあんた、育成指導ってわざわざ書いて、しかも団体ってこれ書いちあるもんね。個人じゃなかもんね。そういう団体のところに出かけていって指導をするような資格とかなんとかをここの委員さんには与えられるもんかどうか、ちょっとそのところをお尋ねします。

○社会教育課長（野口士郎君）

繰り返しになるかもわかりませんが、その委員さんが直接そちらに出向くと、これまでもあっておりませんが、その中で私ども事務局、社会教育課の職員がそこに担当者として入りますので、その委員の6名の構成の中で事務局が社会教育課が担当をしますので、そこで指導助言と社会体育の立場の上でそういった職員でのまず対応をさせていただきたいと。ここに団体の育成、指導、助言に関することと入っておりますけど、今後のその社会体育の方向性とか、いろんな今時代の流れが来ておりますので、そういった情報を各委員さんからいただきながら社会体育担当者のほうで直には動いていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第9号 太良町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第10号

○議長（末次利男君）

日程第12. 議案第10号 太良町学校体育館使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

これは多良中学校の屋内運動場と武道場が完成したので追加されたと思いますけれど、前の表と今度の新しい表を比べてみますと大浦中学校の武道場が新しく加わっていますけれど、

もちろん多良中学校の体育館と武道場はありますが、大浦中学校の武道場というのは前は開放してなかったということですかね。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

今回の多良中学校体育館と武道場の整備に伴って条例の改正をお願いする流れで確認しておりましたところ、大浦中学校の武道場というのが外れておりました。したがって、今回追加と、実際はできておりましたけど、その段階で本当は条例改正、一部改正をお願いしておかなければいけなかったわけですが、今回あわせて行っておるということでございます。

以上です。

○1番（田川 浩君）

わかりました。それでは、この体育館使用料のちょっと見方ですけど、これはどういうふうに借りられるのかというか、1つ目は8時から13時までで420円とありますよね。そして、13時から18時まででまた420円、18時から22時まで420円と。これはこの8時から13時まで全部借りて420円ということでもいいんでしょうかね、これ。これ見方はどうなんでしょう。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

この時間帯で420円と電気を使われた場合は電気料を合わせると、午前中の場合は。したがって、630円になるというふうな計算でございます。

以上です。

○2番（江口孝二君）

済みません。今の関連ですけど、この時間ば切ってあつとは連続して借った場合はこの8時から13時まで1回、この分13時から18時まで1回、それ両方を加算されるということで解釈でよかったですかね。

○学校教育課長（野口士郎君）

議員おっしゃるとおり、その時間区分で合わせた額と電気使用料というふうなことでございます。一応この時間帯を区切っておるのは、午前使いたいとか、午後とかという場合が出てくる可能性もありますので、一応そういった時間帯の4時間から5時間ぐらいの区切りで行っておるところでございます。

以上です。

○2番（江口孝二君）

済みません。この使用料、町内と町外が出た場合は金額的にはこの打ち出されている金額でよかったですかね。町外が使う場合ですね。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

この表には社会体育の施設と異なって町外は入っておりません。基本的に町民に一般開放をする場合も行っているということでございます。町外についてはB&G体育館、そして大浦でいいますと町民体育センターがございまして、町外者の占用で使われる場合はそちらのほうを貸し出すというようなことで対応をしておりますので、そういった方向で今後でも対応したいと思っております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、これは人数、それから使用面積、例えばバレーなんか2面、3面とれる場合、全部一緒に同じ団体が使ったり、それから違う団体が別々に使ったり、そういう場合はどういふ料金の設定をされますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

現段階で重複した貸し出しというのは出てきておりませんが、基本的にはお互い使用団体の代表者がいらっしゃいますので、同じ日に使いたいということであれば半面ずつでいいのであれば、この額の2分の1ずつをいただくというようなことで対応したいと思っております。

○7番（牟田則雄君）

そのバレーあたりが特に該当すると思うんですが、例えば大会とかなんとかある場合はやっぱり複数の団体が今はなかって言よんしゃあぼってん、それはもう明らかにその可能性はあるもんやけんね。そいけん、そういう場合にそうしたらよけいの団体で借った場合はそれを3団体で借った場合は3等分していくという考え方、それとも1団体で1面、そこだけで自分のところは9人来とつけんもう9人で1面だけしか使わんという人も、結局ほかに使う人もいなかった場合はその人たちが全部630円賄うということになって、そこら辺のいかにも不公平感が出てくるなと思うとうもんやけん、そこら辺はどうですかね。

○学校教育課長（野口士郎君）

基本的には不公平感、今おっしゃったようなそういうふうなことに対しては配慮していきたいと思っております。実際半面使用でいい場合でも全面というか、いろいろ使ったりされているケースもあつたりしますが、その辺は柔軟に対応させていただいて、あとはほかの先ほど申し上げたB&Gの体育館とか、町民体育センター等もありますので、できる限りその事故も多くなった場合は衝突とかありますので、その辺はちょっと代表者の方と協議をしながら振り分けて使用ばさせていただくか、お願いしたいと思っております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

もちろんこの金額を設定した理由はもとを取り戻すためとか、そういうあれじゃなく、た

だ町民にいかにして広く使用していただくためにはこのぐらいの金額が妥当やろうということできれとってにゃ思うとですよ。とてもそれで建築費が取り戻せたりなんかで。ただ、今の場合小さい感じばってん、電気なんかは一団体で使うても3団体で使うても全部ほとんど一緒に使うけん、そこら辺はよかばってん、面についてはやっぱりそこら辺は少し全部の等分割よりも幾らかそここのところには一緒に3団体も使うときには全部3等分よりも幾らかは上増して徴収というごたることは考えられんですかね。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

この今おっしゃった、安くとにかく使用を町民にさせていただくということで、今回この条例の料金はそのままでございますけど、今後この1年間のその推移、経過をちょっと見せていただいて、ほかとの利用の実績あたりを踏まえてその辺の議員おっしゃった分については対応させていただきたいと思います。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、そのそこで完全な消費が発生するのは電気料と思うわけですよ。あとの床の使用料はこれはそでるかそでんか、そういうとはそこまで考えることはないばってん、電気の使用料はもう完全に使うたら消費のあれが発生するたいね。そいけん、そのところはそしたら1回使うて大体あれは1回で、この時間内に。3時間、5時間設定しとったいね。その中で電気代がどのくらいこれは発生するのか。そこら辺をもとにしてこれは計算しとるんか、ちょっとそこら辺をお願いします。

○学校教育課長（野口士郎君）

当時の210円というのは設定でございましたので、現在その単価設定の推移というのは手持ちに資料としてございません。申しわけございません。

○11番（坂口久信君）

今回すばらしい体育館ができたっですね。多分バレーあたりは4面ぐらいとるっのかなと。その例えば屋内テニスですか。バレー2面と屋内テニス2面ぐらい使用されるのか。その真ん中の区分けあたりはでけとっのかなと。例えば両方で使うというようなことで昔は網ばもうばって張りよったとばってん、そがんとはちょっと私はよう見とらんやったもんやけん、そこんにきは中の区切りはでけてますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

中央部で真ん中で仕切りということですけど、それもきちっと整備できております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第10号 太良町学校体育館使用条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第11号

○議長（末次利男君）

日程第13. 議案第11号 太良町病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

この65万円を65万円以上ということですが、これは公営企業法の適用でのことだと思いますが、本来ならばこれは適用になった段階ですぐ考えてあげてもよかったとやなかかなというふうに思います。北海道から来られた院長先生あたりは聞きましたところ年額3,000万円ぐらいと答えられた経緯もございしますが、この提案理由の中に在職期間に応じ増額することという言葉がありますけど、仮に増額と考えた場合に先のことでしょうが、何%ぐらいを考えていこうとかか腹案がございしますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今のところはっきりとした何%という金額までは設定はしておりません。この金額に関しては上の者と相談をしながら進めていくというふうにしていきたいと思っています。

あと、はいそうです。

○3番（所賀 廣君）

恐らく今の太良病院の収益体系からして整形外科あたりは相当、結局院長が結構頑張っておられるという姿が見えるわけで、どうも外から見てもっとふやしてもよかですよねという話もしたことがございますので、この辺十分検討し、早く対応をして、恐らくこれが議決されてからのことだと思いますけど、やっぱり働いていただいている以上、やっぱり能率給とか、そういったことを考えた場合には十分対応できるような金額までやっていただいても恐らく反論はないと思いますが、どうですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず、改正に至った経緯なんですけど、65万円ということで固定されて4年間この金額でお支払いをしていたというところが1つあって、やはり先ほど議員言われましたように先生のモチベーションもやっぱり上がっていかないことも考えられますので、早急に金額を上げていくようなことは考えて施行していきたいとは思っています。

能力給という点ですけど、そこに関しましては業績賞与というものを前回からつくっておりますので、そのほうで対応はしていきたいと思っています。業績の指標としては毎年度目標設定をして、それを毎月毎月追いながら目標数値に対してどのくらい業績が上がっているのか、追っています。その数値をもとに業績手当で増額できれば増額するし、もし悪ければそこは減ると、そういったことで対応はしていておりますので、その辺をまた随時見直しも含めながら対応はしていきたいと思っています。

○3番（所賀 廣君）

これは管理者のことですが、普通一般の企業職員さんですね。この方たちのそれこそさっきの言葉ではございませんけどモチベーションアップにもつながると思いますが、この辺の能率を考えた企業ボーナスですか、そういった面から考えて数多くの方が該当に値するのか、働いとらんとというわけじゃないですけど、その辺の見た感じとして多くの方にこれは能率給が支給できるなというふうに見えるのか、事務長から見てどうですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今のところは個人一人一人をきちっと評価というところまでは至っておりません。面接はもちろんやっておりますので、そこで若干の差はつけることは可能ですが、それがきちっとした書面上に評価ということでは出てきておりませんので、一人一人がどうかというところまでの評価には至っていないのが現状です。しかしながら、先ほど言いましたように病院全体、あと部門ですね。各病院本体と訪問看護、居宅介護、そういった区分におきましては評価をきちっとしておりますので、そのくくりで評価は現在ではしています。今後、その人事考課の個人的なところ、そこがきちっと動き出したときにはそういう一人一人の評価が可能になりますので、そういったときやっぱり能力的にすごく貢献してくれた方にはプラスできるようになると思います。

○11番（坂口久信君）

病院もですけれども、病院ですね。例えば整形外科は非常に多いとか、内科、外科、いろんな分野において格差がどんどんどんどんあろうかと思っています。そのところの非常に多分事務長がしにくい部分もあろうかと思っていますね。全体的に考えればなかなか売上げが上がらないと。各部署によってはどんどんどんどん上がるところもあるし、落ちたところもある。

この辺の落ちたところのね。上がるとこの評価は非常にしやすかばってんが、この落ちとところの評価ね。その辺もなかなか我々地方の病院では余りそんなら給与が下ぐっかと、そがん上ぐった人はよかばってん、下ぐつとは非常にしにくい部分もあるわけですけど、その辺の評価のなかなか上がっていかないところの評価あたりはどのように考えておられますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

実際上がっていないところという、きちっとしたもう数値の目標に対してどうだったかという、その確実な数字をもとに評価をしていっておりますので、各部署でやっぱり下がったらその分下げています。そこはもう毎月毎月先生方にもスタッフにも、スタッフという管理者クラスですけど、数値を見せて説明を毎月行っています。その数値が何で低かったのか、今回は高かったのか、そこの分析も手術が多かったんで今回は若干上がりましたねとか、そういった話も毎月やっておりますので、低かった場合はもうそこでやっぱり低かった部署の方、確実に自覚はされているはずですよ。だから、もうそういったところで下げるときにわざわざ説明をして下げることはしていません。もう下げるときは下げると、そういうふうな考えです。また、上げるときは頑張ったねということで褒めてから上げると、そういったことに対応はしています。実際、24年度の最後の業績賞与ということが通常よりは若干低かったということで、0.02%ですが、本当に微々たるもんですけど下げています。そういった経緯もあります。

○11番（坂口久信君）

そこまで非常に事務長評価をきちっとされていると、非常に感心をしておりますけれども、ぜひその辺のところはやはり数値目標を余り高く持てば非常に厳しいでしょうけれども、そういう評価をされて非常に感心をしているところです。今後ともその辺のやはり頑張ったところにそれなりの評価をしてやるというようなことは、そこはそれ一層の頑張りにつながるわけですけども、やはりレベル的に低かったところをいかに上げていくかということが事務長の手腕もあろうかと思っておりますので、その辺はぜひ今後ともきちっとした評価をして頑張ったところにはそれなりの頑張りをするというふうな評価をしていただければと思います。別に答弁は要りません。ありがとうございました。

○10番（久保繁幸君）

給料月額65万円以上とするというふうに条例改定なんですけど、上限として幾らぐらいを考えられておられるのか。上限は幾らまでというふうなストップをするのか。それはもう能率給でどどんうなぎ登りで幾らでも上げられるのか、どういうふうな決め方をされているのか、お尋ねいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

この65万円の上限ということによろしいでしょうか。

○10番（久保繁幸君）

いやいや、改定が今までは給料月額が65万円とするとしてあったでしょう。それを65万円以上とするとしてありますので、上限は決めておられるのですかということをお伺いしています。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今の段階ではまだ上限までははっきりとした話はしておりません。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

したならば、上限を決めてないということになれば毎月の給与ですか。毎月の給与を65万円としてそれにずっとその能率給ですか、それをずっと上乘せしていくというふうな勘定にするわけですか。それとも、基本給を65万円以上にするというふうな考えなのか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

この65万円というのは、一般で言う基本給と考えていただければと思います。それを例えば来年度は1万円上げて66万円で1年間と、そういった感じの能力給とは別の基本的な部分になります。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第11号 太良町病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第12号

○議長（末次利男君）

日程第14. 議案第12号 太良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

先ほどのあくまで条例の範囲内の話でございましたが、この議案第12号は提案理由の中に地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたということで書いてあります。この法律の中にこの金額も示されているのかどうか、退職金の金額も示されているからこの金額に提案されたのか、それともこれは太良町独自の金額なのか、ちょっとそこら辺をお尋ねいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これは法律の中で決められているのではなくて、法律の中では消防団員の処遇の改善という項目が上げられているだけでございます、それに基づいて具体的に別枠でこの額にしてくださいという要望が消防庁のほうから来ているということでございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、その町の大きさ、人口とか、戸数とか、そういうことは一切関係なく、これは太良町独自でこのくらいが妥当だろうということでこれは示された金額の数字ということでよろしゅうございますか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これは全国一律ということでございます。

○3番（所賀 廣君）

これは法律で一律5万円の上乗せということになっていますですね。最低支給額を20万円とする。こう見てみますと5年刻みになっているわけですが、私の認識では5年からは1年刻みで金額が変わっていくような記憶がありますが、そうじゃなくてあくまでもこの期間内はこの金額ですよということですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これはまずは消防団員としてまず最低5年以上勤めておかなくちゃこの支給がないということがございます。それで、今所賀議員がおっしゃった分については功労金というのがもう一つ太良町独自で支給している分がございます。それは1年刻みで5年を超えたところには5年から1年刻みですずっと支給する。だから今、今回提出している退職報償金の分と太良町独自で支給する退職功労金という分があって、その退職功労金が1年ごとということになっておるということでございます。

○3番（所賀 廣君）

やっぱり見てみますと、例えば10年のところで見ますと11年在籍していた方も14年在籍し

ておられた方も結局同じ金額になるわけですが、その辺のアンバランスの解消というのは考えられないものかと思えますけど。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その5年間の差というのをその太良町独自で規定している退職功労金によって1年ごとで埋めていこうという趣旨でそれをつくっておられるものと理解をしております。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第12号 太良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第13号

○議長（末次利男君）

日程第15. 議案第13号 太良町立児童館設置及び管理条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

この跡地はどのような跡地にされるような予定なのか、お伺いいたします。

○町民福祉課福祉係長（津岡徳康君）

お答えをいたします。

現在のところ跡地の活用法については未定でございます。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

跡地の未定ということでございますので、たまり場にならないような状況をしていただきたいというふうなことを希望しておきます。

それと、在籍しておられた子供さんたち、また先生方の行き先がちゃんと決まったのか、その辺をお伺いいたします。

○町民福祉課福祉係長（津岡徳康君）

お答えをいたします。

児童厚生員2名につきましては、4月から町外の保育所のほうに就職が内定されておられると聞いております。それと、利用の児童につきましては、私が聞いた範囲でございますけれども、2名は松涛保育園に、残りの方は大浦幼稚園に4月から通われるということで、利用されていた方は全てほかの児童福祉施設のほうを利用されるというふうに聞き及んでおります。

以上でございます。

○副町長（永淵孝幸君）

先ほどの跡の活用方法ですけれども、これについては町長のほうから早急にその辺の活用は検討するよという指示をいただいておりますので、町有財産等を含めての活用検討委員会というのがございますので、その中でいろいろ協議をして早く結論を出したいと考えております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

2名は幼稚園のほうですか、保育園。大浦の。あとの残りというのは何名さん。それが松涛保育園ということですが、あとは。

○町民福祉課福祉係長（津岡徳康君）

大浦幼稚園のほうには10名と聞いております。合計で12名でございます。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

先ほど副町長は早急に検討していろいろ使い道をとということですが、実はあそこ夏休みの間でも結構竹崎のほうから道越の子供たちも含めて少年野球とかサッカーをしてない子供たちが結構利用しているといったらおかしいですけど、遊んでたわけですけど、今までは幼稚園の先生たちがいる中で遊んでたんでそんなに心配じゃないかと思ったんですけど、早急に検討するといっても多分子供たちに遊ぶなといっても、今までずっと何年も遊んできているところを急に遊ぶなといっても、多分子供たちが行き場がなくなったりいろいろするかと思うんですよ。そこら辺で本当に早急に検討してもらって、子供たちがもし遊ぶにしても安全に遊べるように、もう入れないなら入れないようにきちとした対策をとってもらいたいと思いますか、そういうふうにしてもらいたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○副町長（永淵孝幸君）

そこら辺は地元の例えばPTAの方とか、区長さんあたり含めて危険であるような状況であればもう入れないようにびしっとやるか、例えば広場だけは利用させるか、そこら辺は含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第13号 太良町立児童館設置及び管理条例を廃止する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第14号

○議長（末次利男君）

日程第16. 議案第14号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

この資金はここに上げられている4つの事業に対しての資金全部合わせての総額でしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

限度額については4つの資金の合計の金額でございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、ここに一番上は太良町農林漁業振興資金の融通ということになっているんですが、金融機関名の中には佐賀県農業協同組合、しかもその中にノリ養殖資金というも入っているんですが、ノリ養殖資金のほうもその農協のほうで取り扱うのか。

それともう一つ、この総額出した後に今、豚が何かまた伝染病がはやってきてひよっとしたらというテレビあたりの報道があっているんですが、その後での対策の場合はこの総額出した後はどういう対応をされるつもりか、ちょっとその2点についてお尋ねいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

ノリ養殖資金については、ノリの運転資金というようなことで貸し出しをいたしております。それから、家畜伝染病対策資金でございますが、8,000万円のうち4,000万円ということで割り当てをいたしているところでございます。先ほど議員御指摘のようにそれでも不足を

するということがあれば議会等々をお願いをいたして臨時議会等も早速開いていただいて、限度額の見直しということになるかと考えております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

ノリ業者、この人は明らかにもう漁業組合関係の方で、その人も融資を申し込む場合は農協に申し込みしなければならないのかどうかをちょっとその点は改めてそのところをお尋ねしたんですけど、そのところはどうか答弁お願いします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

普通資金関係は漁協のJFバンクというのがございます。そっちのほうを活用されておりますが、このノリ養殖資金につきましては農業外事業資金というようなことで任意の生産組合を設立していただいて貸し出しをしているというような状況でございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

余り詳しくは答弁せんでも申し込みはそこでもいいのか、それともその場合の申し込みは違う窓口をしなければならないのか、両方どっちかという質問をしているんですから、簡単にいいですからお願いします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

指定金融機関として佐賀県農業協同組合のみでございます。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第14号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第15号

○議長（末次利男君）

日程第17. 議案第15号 喰場辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

これは喰場、端月2カ所にちょっとなっているんですが、2カ年か3カ年になっているんですが、それ総延長は両方大体幾らになっていますか、1つずつ。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

喰場、端月につきましては、全体的に1,100メートル、喰場中央線につきましては400メートルの継続でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第15号 喰場辺地に係る総合整備計画の策定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時1分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ直ちに会議を開きます。

日程第18 議案第16号

○議長（末次利男君）

日程第18. 議案第16号 平成25年度太良町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

補正予算書の33ページ、4の環境衛生費の家庭用の合併浄化槽の設置整備事業費補助金ということで1,188万4,000円の減額になっております。かなり金額余っていると思うんですけ

ど、大体実績どのくらいだったのかと、この二、三年の推移を教えてくださいませんか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

家庭用合併処理浄化槽設置整備事業費補助金の対象見込みが本年度においては補正予算を組みますときに予想された件数が合計で40基でございました。それで計算しました結果でのこの補助金の補正減ということになってまいります。それから、ここ数年の状況でございますけれども、補正予算では40基と申し上げましたが、実際最終的な基数が37で落ちつきそうでございます。補正予算編成後に3件分キャンセルが起りまして、最終的には37で落ちつきそうでございます。それで、昨年度24年度では40基、23年度では60基、22年度では54基の実績でございます。

以上です。

○1番（田川 浩君）

25年度は37基見込みということだそうですけど、やっぱり22年度は60基ということでちょっとだんだん減ってきているんじゃないかなと思っていますけど、これは補助額は県の補助、前は県の補助に町の単独の補助が加えられるということだったんですけど、そこら辺の補助の額というのは変わってきてないんでしょうかね。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

国、県の補助につきましては今申し上げた年度ぐらいでは変わっておりませんね。随分昔からすると若干変わっておりますが。町の単独補助というのが22年から始めております。22年以降は5人槽で合わせまして48万2,000円、7人槽で61万4,000円の補助を行っているところでございます。

○1番（田川 浩君）

本町の場合、下水と申しますか、処理率が余り高くないと思いますので、これからまたこういう合併浄化槽率を普及するに当たってどういったことに留意して普及啓蒙されていくか、そこを教えてくださいませんか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

去年もそうでしたが、25年度もそうでしたが、26年度につきましても「町報たら」あるいはケーブルテレビ、そのあたりを利用して啓発を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○3番（所賀 廣君）

同じ33ページになりますが、3番の病院費292万5,000円の減額補正、これは町立太良病院

事業会計の繰出金と書いてありますが、この減額したのにはどういった根拠がありますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

予算としては450万円上げていまして、そのうちの医師確保対策費ですけど、医師人材紹介会社からもし紹介を受けた場合、手数料として大体300万円近く、年収の20%から25%の間で手数料として取られるというか、お支払いすることになっています。実際それが今年度はちょっと今のところはもう見込みがないというところで、その分の減額になります。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

ちょうどこの繰出金というところでここを見たときにこの金額とはちょっと関係ありませんけど減価償却費というものもあります、病院に。今度新しいその企業会計方式が変わるということの中ですが、大体1億2,000万円ぐらいの毎年減価償却費があったと思います。これは例えばじゃあ一般会計のほうでこの減価償却を持ちましょう、そのかわり繰り出し基準に基づいたといいますか、そういった基準に基づいた繰り出しはやめますよということは基本的に可能なんですか、不可能なんですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

ちょっと繰出金と減価償却はちょっと全然意味合いが違うと思うんですね。減価償却はあくまでも病院の資産として購入した分を各年度に振り分けて償却をしていくという会計上の問題というか、金額を上げるところであって、繰出金は企業債のその負債に対する支払いというのがこの金額の半分以上は占めているんですけど、そういったところになりますので、ちょっと公営企業会計制度が今回変わりましたが、その辺はもう全く別物なので影響はどうか、今言われたような会計の処理は不可能だと思います。

○3番（所賀 廣君）

といいますのは、当初の質問とちょっとそれてしまったような気がしますけど、あくまでも繰出金がなくて、それで病院自体のその病院そのものの事業から収入から支出を引けば本当の病院の経営体系というのがより明確になるとやなかりうかなという感じがしたとですけど、無理だということであればいたし方ございませんけど、前からそういった感じで疑問に思っていたところの一つだったもんですから、不可能ということであればあとの返答は結構です。

○10番（久保繁幸君）

36ページ、有害鳥獣駆除対策費の見込み頭数、当初捕獲頭数増とのことで予定してあったものがこんだけ数が多かったということで見込み頭数が幾らだったのか。

それともう一つ、農地集積協力金、これが全額補正減になっておりますが、24年度を調べ

ますと90万円の予算立てをされて、その25年度に340万円のアップをされておって本年度で全額残ということがどうしてだったのか、その辺のことを教えていただきたいと思いますが。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

まず、有害鳥獣駆除対策費補助金のところでございますが、当初予算でイノシシ200頭、それから9月補正でこれは駆除期間ではなくて狩猟期間、11月から3月までの200頭、合わせて400頭ということで230万5,000円計上をいたしておりました。決算見込みといたしましてイノシシ、これは駆除期間の4月から10月末までで実績です、274頭。それから、狩猟期間の11月から3月までの実績と見込み合わせて242頭、それからアライグマが見込みで10頭、アナグマが見込みで10頭で定額の部分10万5,000円を含めますと298万9,000円ということでございます。そういうことで、最終的に68万4,000円の増額をお願いしているところでございます。

次に、農地集積協力金でございますが、当初予算といたしまして10戸の合計で430万円計上をいたしておりましたが、結果的に申し込みと申しますか、実施をされる方がいなかったというようなことで全額減額をいたしております。

○10番（久保繁幸君）

その今まずあとの集積協力金からなんですけど、90万円から次の年度に340万円ふやしてそれだけの集積があるだろうという見込みをされとったんでしょう。それで、申し込みがなかったと。申し込みがなかったということは前年度申し込みがあるということで430万円の予算立てをされたと思うんですが、その辺は農水課のほうでその集積協力していただく人等々のお話ができなかったのか、そういうふうになったのか、それで申し込みを待ってたのか、それはどちらのほうですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

人・農地プランの作成というようなことで各集落を回って説明会等々実施をいたしまして、話し合いもしていただいております。先ほども言いましたが、経営転換協力金ですね。農業を完全にやめられるか、品目、これは主に米、麦のほうですが、これを転換をされる方を5件と見込んでおりました。それから、分散錯圃解消協力金というようなことでこの分を見込んでおりましたが、結果として担い手となる方の周辺の農地についてお貸しいただいて担い手となる農家の方が集積して規模拡大を図るといって、簡単に言えば仕組みなんですけど、誰も応募される方がいなかったというようなことで全額減額をいたしております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

それでは、3回目になりますんで、そのイノシシと別のアライグマ、アナグマ、これは今

後の見通しはどんなふうですか。どこでもふえているというような感じでおられますが、今後の町内でのこの辺の駆除対策、この辺のアライグマとかアナグマとかの頭数がふえそうな予想をされているのか、今後どのような対策をされるのか、その辺をお伺いいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

アライグマ、アナグマ等も被害がふえているのが実情でございます。アナグマ、アライグマについてはイノシシと比べますと比較的小さな動物というようなことで捕獲の箱わなにつきましても小動物用の箱わなが必要になっておりますので、確実にふえるということを想定をいたしまして、アナグマ、アライグマ用の箱わなも購入をしていきたいと考えております。

以上です。

○8番（川下武則君）

関連ですけど、実は先々週だったと思うんですけど、このイノシシなんですけど、野上地区、中畑地区ですね。かなり頻繁に出て、私も急いで見に行ったんですけど私は目にかからんやっただですけど、その後猟友会の方ともちょこっとお話ししたんですけど、一匹一匹を捕まえるというか、駆除するのに結構お金がかかるというたらおかしいですけど、あっち走りこっち走りするのに1頭当たりの駆除料金がもうちょっと出してもらえればいいのかなということも言われたんですけど、そこら辺は幾らかでも見直すといえますか、そういう部分はいかがでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

イノシシにつきましては、現在成獣で1頭当たり1万9,000円支給をいたしておりますので、そういう意味では十分ではなかろうかと考えております。この経費につきましては、人件費等々もある程度かかりましようが、箱わなについては餌代、餌代の補給ということで餌代が大部分を占めておりますが、1万9,000円だと捕獲の意欲といえますか、その辺も一生懸命取り組まれるんじゃないかと考えております。

以上です。

○8番（川下武則君）

濟いませぬ。私の質問がちょっと悪かったと思います。こうやって突発的に出て捜して、イノシシを捜して回ったり、要は通学路あたりをやっぱりイノシシが出たりとかして、子供たちの安全を守るためにはどうしても猟友会の人たちが出にやいかんとか、そういうときには少し特別に幾らかでも見てもらえればというふうな、そういうふうなことも言われてましたし、何日も何回も同じイノシシが結局2匹も3匹も子供を連れて動いていたということなんで、そういう部分も含めて通学路とかそういうところにイノシシとかなんとかそういうの

が来たときには幾らかでもまた見てやるといいますか、経費の分をですよ。そういうことが可能かどうかです。濟いません、私の質問が悪くてですよ。そういうのを担当課長が考えているかどうかということをお聞きしたかったんです。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

民家の近くにイノシシが出没した場合には、まずは情報を共有しようというふうなことで、もし太良町に連絡が入れば鹿島警察署、それから猟友会に御連絡をいたします。3者で協議をいたしまして、特に下校時だったりした場合にはその辺を毎日パトロールをするというふうなことで2年前ですか、大浦小学校の裏側でイノシシが出没したときも役場から毎日下校時には行きましたし、警察のほうもパトカーでパトロールをしていただきました。猟友会さんにつきましては、猟友会のほうに補助をいたしておりますので、その範囲内で対応していただけるんじゃないかなと考えております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

関連ですが、イノシシ1頭1万9,000円支払うということを言われたんですが、それは猟友期間中もそうじゃないときも一緒か、それとも国、県、町、別々に大体どのくらい支給されているのかちょっと。というのが、うちあたりは特に多いということで中山間のほうでも幾らか対応しなければならぬというような話が出ているものですから、大体、実際のところ1頭当たり幾らほかのところから出ているのかをちょっと確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

1頭当たり国が8,000円です。町が駆除期間については25年度でいいますと1頭当たり6,000円です、太良町ですね。（「期間中ね」と呼ぶ者あり）はい。駆除期間中ですね。あと、県が5,000円といいますか、広域駆除のほうは5,000円、その内訳は2,500円は町が出して、あと2,500円は県が負担をいたしております。合わせて1万9,000円ですね、25年の場合は。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、町は8,500円出しているということになる。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

太良町については町は8,500円を出しております。

以上です。

○12番（下平力人君）

今の関連でございますけれども、これだけイノシシが捕獲しても捕獲してもなかなか減ら

ないと、ふえる一方であるということであれば、何とか特産品として使われないのかというのが1つ。これは武雄なんかがいノシシ課をつくって創設してやっているように商品として、また販売できないかという部分もありますけれども、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

通称ジビエ料理ということで野生の食肉をヨーロッパのほうでは大分消費をされております。そういうことでイノシシ肉もぼたん鍋等々結構使われておりますが、結構専門家の方とか農家の方とかに話をしますと、とにかく豚肉がうまいと。昔は豚肉はぞうずとかやってたもんですから、イノシシ肉と余り差はなかったんですが、もう今飼料が物すごくいいんですよ。甘みがあって豚肉がうまいから、そうそうイノシシ肉の消費はめちゃくちゃ拡大しないだろうという御意見もいただいておりますので、その辺は今後研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○12番（下平力人君）

そこら辺について確かに野生というものは飼料代も要しないと、一面ですよ。そういうことから、同額の値段であるとするれば確かにその豚肉がよろしいという結果になるかもわかりません。これもいろんな方たちが好き嫌いというのがございます。豚肉がいいという人もおろろし、またイノシシがいいという方もおられると思いますから、そこら辺を安定的に提供できるようなシステム、これはそのまま放つとっても減らない。何か策を講じていかないと、これはイノシシの被害というのは増大する一方だろうと思いますから、そこら辺についてみんなでやっぱり担当課だけじゃなくて、みんなでこれは考えていく必要があるんじゃないかと、1次産業の町としてですね。と思いますが、いかがでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

安定供給ということの前提に立てばイノシシについては春先から夏場がちょっと食肉には適さないというようなところもございます。太ってきて、秋から冬場になって初めてイノシシ本来の肉のうまさが出ると言われておりますので、その辺も含めて農林水産課だけではなくて各課横断的に研究をしていきたいなと考えております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

19ページ、不動産売払収入の土地売払収入というところで698万円というのがございますけれど、これは野崎の分譲地2区画と法定外の公共物の売り払いによるものということが書いてありますけれど、これは698万円の内訳ですよ。法定外公共物が幾らで野崎分譲地が

幾らなのか、教えてもらえますでしょうか。それと、法定外公共物とは何なのか、教えていただけませんかでしょうか。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

まず、698万円の内訳でございますけど、野崎分譲地が2区画で659万6,200円です。法定外が8件の38万4,980円となっております。

法定外でありますけど、道路法が適用されない道路、それと河川法が適用されない水路とか公有水面が法定外公共物であります。

○1番（田川 浩君）

わかりました。それと、野崎の分譲地の件ですけれど、あと多分私のあれだと2区画残っていると思うんですけれど、あそこ下の段と上の段とありますけれど、どこら辺が残っているのか、わかりますでしょうか。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

下の段の一番端っこの区画番号が2番となっておりますけど、道の下のほうですね。それと、上の段の中あたりの区画番号15番のこの2区画が残っております。

○1番（田川 浩君）

あと2区画ということで、だんだん埋まってきたんじゃないかと思っておりますけれど、下の段の端っこの区画のことなんですけれど、これかなりここ日当たりも悪いような感じがして、それでちょっと売れ残っているのかなと。上の段は売れる可能性はあると思うんですよ。なかなかこの下の段はちょっとこれから売れるかどうかというのはなかなか難しいんじゃないかと思うんですよ。ここもだんだん売り出してもう結構たちますし、もうその下の段はちょっと値段を安くするとか、またはこの公共のスペースにするとか、そういうことを考えなければいけないような段階に来ていると私は思うんですけれど、そこら辺はどうでしょうか。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

実は先月2月になりますけど、2件問い合わせがっております。まだ正式な申し込みはあっておりませんが、問い合わせがちょうど2件ありますので、これの正式な申し込みがあるのを今期待しておるところでございます。もしこれが申し込みがなかったとしても、ちょっともうしばらくはそのままの状況で様子を見てみたいというふうに考えております。

○7番（牟田則雄君）

21ページの雑入のところですが、消防団員退職報償金のマイナス234万7,000円、これは予

算に対してこれだけの減額ということは人員の間違いなのか、何かちょっとお尋ねいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これにつきましては、当初の予算では去年の実績で新年度を組むようにしとるんですけども、実際の退職人員がそれよりも少なく全体で23名だったと。この予算上で何名組んでいるかはちょっと今人数が私わかりませんが、現実去年の実績で組んでいたのが実際のことしの退職者がはるかに少なかったということで234万7,000円の減となったということでございます。

○7番（牟田則雄君）

予算が少なくて済んだということはあれとしてはいいこととは思いますが、これはやっぱり年数とか年齢とかで大体予測がつきそうな感じがするわけですよ。そしたら、二百何十万円というなら1人50万円にしてももう4人とか5人とかの人数の誤差になってくるもので、もう少しこら辺は何か実情に合うたようなその予算の組み方はないもんですかね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その年度末にどれぐらいの方がやめられるかというのはなかなかつかみにくくて、一番当初24年度までは補正で対応していたんですけど、そういう意味で。上からの指導で当初から組んどくと、それを増減すりゃいいじゃないかというようなことがございましたもんですから、前年度の退職の人数で大体計上を当初予算でやるということで、もうそれが今の計上の方法ではベストかなというふうに思っております。

○10番（久保繁幸君）

37ページの農地費の工事請負費なんですけど、これが全額補正減になっておりますが、不要であった理由を教えてください。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

工事費の500万円の減でございますけれども、この件につきましては広域農道と町道と絡めたところでの補助金ということで県からの問い合わせがありまして、うちのほうでも何とか広域農道を持っておりますので、それと町道と絡んでおりますのでできるのではなかろうかということで一応計上しておりましたけれども、何分県とのすり合わせが余りうまくいかなかったのか、お互いの理解がちょっと悪かったのか、私たちのほうでは改良まではできるだろうというような解釈もしておりましたけれども、県に言わせれば路面補修だけを行ってくださいと、そういったことで回答をもらっておりまして、それで私たちのほうも建設係のほうと組み合わせてできるのではないかとということで12月末まではちょっと保留というよう

な形でしておりました。それで、県のほうから12月でもう最終の判断をしてくださいということで一応12月に取り下げは行いまして、12月の議会にはこの補正減が間に合わなかったために今回3月に補正減をお願いしているような状況でございます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

ということは、課長の押しが弱かったということですか。次年度も立たれるかどうかかわかんないんですが、立てられるとすればどうにかこういう県あたりのお金を使えるのであれば広域農道、また町道の3路線ですかね、そういうのができるように努力していただきたいと思います。

それと、また違いますが、42ページの消防費、非常備消防費の350万円の消防車両等々の備品購入費の減額はなぜでしょうか、お尋ねいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これは全て入札残によるものでございます。

○10番（久保繁幸君）

入札残ということは、これは普通の消防積載車の入札なんですか。今さっき誰かお尋ねやったのは2台分とかなんとかの購入をされたですよ。690万円の法定、占用のところで財務のほうでお答えになったんですが、350万円も入札減があるわけですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ここに計上しておいた当初予算で2,960万円ということで14部本町の消防ポンプ自動車が2,000万円程度予算を組んでおいたんですが1,700万円程度で終わったとか、それからあと小型動力ポンプが2台と小型動力ポンプの積載車が2台、それぞれ入札残が出まして、結局減額が350万円をしてもよいという結果になったということでございます。

○7番（牟田則雄君）

31ページ、せっかく来ていただいていますので民生委員のほうで社会福祉のほうのちょっとお尋ねします。（「31ページやったね」と呼ぶ者あり）31ページ、あんた言わんけん、おいが言うよ。一番下のほうです。在宅高齢者総合相談業務委託料ということですが、これ仕事の内容をちょっと一言で仕事の内容はどうかということと、そして243万4,000円のこの減額が仕事がこういう仕事がなかったのか、それとも何かの理由でこれだけ少なくて済んだのか、お尋ねいたします。

○町民福祉課地域包括支援センター係長（土井喜代子君）

お答えいたします。

仕事の内容といたしましては高齢者の介護、保健・医療・福祉などに関する総合的な相談

を居宅介護支援事業所というケアマネジャーさんが所属されている、今5事業所あって、昨年から6カ所、1カ所ふえておりますけれど6カ所をお願いするようになっております。1カ所に年当たり80万円程度ということで1件当たり2,700円で委託しておりますけれど、事業所によりましては相談業務は対応していただいておりますけれど、報告と、あと予算請求を必要ありませんって通常のケアマネジャー業務で対応している分もありますのでということで請求されない事業所もありまして、半分近くを不用額で落とすという状況になっております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

まず、その委託料で牟田議員のところ、まずこの介護予防派遣教室とか、栄養改善教室、予防教室ですか、これについてどのようなことをされておるのか、よろしく願います。

○町民福祉課地域包括支援センター係長（土井喜代子君）

お答えいたします。

介護予防教室派遣委託料といたしまして、これはふるさとの森や町立太良病院などから理学療法士や作業療法士さんを地区の老人会などに派遣していただいて介護予防の指導をしていただくということになりますけれど、地区の老人会等から希望がある年とない年がありまして不用額で落とすことになりました。あと、栄養改善教室にいたしましては、栄養改善教室を実施しておりますけれど、一時期町の栄養士で活動することが困難な時期があって予算を計上しておりましたけれど、今現在は町の栄養士で活動ができておりますので不用額が発生したということになります。あと、介護予防出前教室にいたしましては地区の老人会等に社協に委託して元気塾ということで希望があった回数に応じてサポーターさんを派遣しているところです。そういった事業になります。

○11番（坂口久信君）

非常に丁寧に説明していただきましてありがとうございます。

続きまして、36ページのこの農業集積金と、そして青年就農給付金ですね。これが説明して回って多分あるやろうというふうなことで全くなかったと。青年就農給付金も多分する気がなかったけん減額されたっちゃなかかなというのは思っておりますけれども、非常に太良町にとっては集約が非常に難しいというような状況ですね。そして今、特に太陽光あたりが非常にあちこちにでけているような状況で、今後集約はでけんわ、農地はいろんなどに使われて虫食い状態になるという可能性も非常に十分あるわけですが、こういう対策として町、農業委員会もでしょうけど、なかなか集約はでけん。そこにやっぱり町がかかわって前もいつかも言ったと思っておりますけれども、町がかかわって集約してもらって、それを一般新規就農にせろ何にせろ、そういう人たちに貸し与えるというような状況を今後やっぱりつく

っていかんばいかんと思うとですけれども、その辺については担当課を含めて町長答弁をお願いをいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

来年度から農政の制度が大分変わりました、国が肝いりで農地中間管理機構というようなものをスタートをさせます。そして、その農地中間管理機構に土地を預けるというか、そういうふうにいたしまして、なるべく集約が進むというようなことで取り組みをされますが、ただ一つちょっと懸念をいたしておりますのが、土地利用型といいますか、圃場整備が行き届いた米、麦、大豆等をつくられている平たん地ですね。そちらについてはかなり農地集約が進むのではなかろうかと考えますが、やっぱり県内の農業委員会の局長さんたちとお話をしてみますと条件不利地である中山間地域については集約が難しいだろうと。集約をする前提で受けていただく集約を図る中心的な担い手が引き受けてくれるという前提ではないと農地中間管理機構がその土地については引き受けて第三者に集約をする担い手に貸し付けないというようなことをございます。もしそれを農地中間管理機構が集約するために借り受けた場合には中間管理というようなことで自分たちが管理をずっとしていかなくちゃいけないというようなことになりますので、そういうことはしないと思いますので、中山間地帯の集約というのがかなり厳しいのではないだろうかという懸念を持っておりますが、どちらにしましても新制度ではできるだけ集約ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。（「町長が出とるけんね、一応」と呼ぶ者あり）

○町長（岩島正昭君）

今、るる担当課長がお話ししましたけども、国の事業というのはそういうふうな縛りがございましてなかなか厳しい等々、最後までそういうふうな機構が責任持たにやいかんという等々がございますから、できるだけ私のほうで農地の基盤整備事業とやっているのもその一環でできるだけ集約ができればそこで基盤整備をしていただいて、第三者に提供する賃借するというふうな形をとっておりますけれども、なかなか土地は荒れるけれども土地は手放したくない、貸したくないというふうな方がおいでになるわけですよ。だから、それは対等で賃借等々を結べばもうなかなか土地の使用料ももらわんということになりますからね。できれば農業委員会主体、あるいは行政が一体となって、行政がその方から土地をお借りして、第三者に渡して借地料は行政が取って地主にやるというふうな方法が一番ベターじゃないかと思っております。そこら辺も農業委員会等ともちょっと話はしておりますけども、そういうふうなことでできればそういうふうな形で集約等々をやっていきたいというふうに思います。

それと、太陽光の話がでてきましたけども、この太陽光も太良町がほとんどその山間、谷々に集落がございまして、例えば例を申し上げますと大川内とか郷式、片峰周辺に階段工

の中にそういうふうな太陽光を設置しますと、これが即災害に直結するんじゃないかというのは、全部土地に吸い込まんでいきなり流れますからね。そこら辺付近については農業委員会にも農林水産課長にも言いよっですけど、極力そういうふうな、まず個人の業者等々があった場合は検討事項だというふうなことで、なるだけ土地の了解等々あれば太陽光については急迫、いわゆるひらのですね、そういうふうなことに推進をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

今度は今回農業中間機構ですか、国がつくったとも一つの先を望めんじやなかですかね。いろんな話を聞きよってもですよ。何かかんかというても、もうこの辺に来れば町が先ほど町長言われるように集約に力のかしてもらって、そしてもう確かに中山間地あたりは町よそ以上に整備したり何かして非常に力を入れてもらいよっですけども、最終的にはその集約はでけんということであれば町、もう農業委員会含めて、せっかくこの機会ですの町長の思いをそういうとに使っていただきたい。そして、その太陽光あたりの縛りも知っとかんぎと、今後太陽光太陽光ってばって今広がって結構あちこちでけよるような状況、こいができてしもうてから災害のあればまた問題も出てくっしですよ。その辺はもうこん前からも言いよったばってんなかなかそこ進まんとですけども、今回はぜひそういう1つでもよかけん取り組みをしていただいて、なかなか町が個人個人はなかなか人間関係いろいろあってあの人にはやってもこっちの人にはやらんということもあろうし、それは町が町の顔で対応してもらえばそこその人はもう今から荒らされてしまうだけでつくらんわけですから、はっきり言って。それを町が借るて言うぎとまた感情的にも町ならやってよかという部分もあろうかと思っております。ぜひ少しでも太良町の中山間が荒れないような状況を今後はつくっていただいてもらいたいと思っておりますので、ぜひ1つでもよかけんがモデル地区あたりも本当はして取り組んでいただきたいと思っております。これはもうぜひ町長のほうの期間中にも1つぐらいはそれくらい、農業にも力を入れていただきたいと思っておりますけれども、町長再度決意のほどをお願いします。

○町長（岩島正昭君）

確かに議員おっしゃるとおり、今そこら付近は個人対等の借地というのはなかなか厳しいんですよ。だから、私は冒頭申し上げましたとおり、そういうのは行政等々が中にいって建設経済常任の皆さんの協力を仰ぎながら運営していきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

今のとに関連してですが、今中間管理機構と言われたんですが、私の聞き間違いか知りませんが、農協関係の人から聞いたところによりますと機構じゃなく公社をつくってそこに今

町長が言われたようにその個人個人はやりにくいと、相談が。それで公社に集めてそれを利用する人たちに分けてやるような機構をつくるか、つくれて言われよるかという説明をちょっとちらっと聞いた感じがするんですが、そこら辺まではまだ来てないでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

ただいま議員御指摘のとおりでございます。佐賀県に社団法人佐賀県農業公社というのが現在ございます。そこが中間管理機構に変わるというようなことになっております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、それはもう行政のほうにももう説明があつとるわけですね。それを有効に利用する気持ちはあるわけですか、どうでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

大まかな国からの説明はあっておりますが、省令とかその辺がまだ整備できていませんので、詳細についてはまだ説明がございません。当然来年度からスタートしますので、その辺はもう太良町も活用をしていきたいと考えております。

以上です。

○8番（川下武則君）

40ページの廃止路線バスの運行補助金のマイナスと生活交通路線のマイナス補正なんですけど、前から私もずっと含めて平古場議員とも一緒になって話ししよったとぼってんが、マイナスになったという要因というのはお客さんが減ったと思うんですけど、まずそこら辺から説明お願いします。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えをいたします。

廃止路線代替バスの補助金が74万8,000円の減、生活交通路線維持費補助金が69万6,000円の減は祐徳バスさんのほうからの実績の減でございます。この減につきましては、せんだつての大雪とか天候関係でバスが走れないと、そういうふうなこともございますので、実績が毎年変わって来るところでございます。

人数につきましてはですけども、一概に減っているわけではございませんで、廃止路線代替バスにつきましては24年度、大浦駅から竹崎に行く便が2,582人でしたけども、25年度実績では2,953人ということで約2,400人、三百何十人ぐらいですね。ふえているようでございます。あと、大浦駅から牛尾呂線につきましても263が362と100ふえているということです。球場前から中山の線につきましても711が900ということで実績が上がっておりますので、この辺も最近では若干伸びている状況でございます。それで、この補助金につきましては赤字の補填になっておりますので、乗車率が上がって収益が上がった分も差し引きをしますもので、この補助金の減に関連をいたしております。

以上です。

○8番（川下武則君）

今、説明は大体わかったんですけど、それにしても今からまだ高齢者がずっとふえていく中で多分この生活路線とかそういう部分がないと非常にふぐあいをするところがいっぱいあると思うんですけど、前も平古場議員さんもお尋ねしたごと、何とか道越漁協の前から野崎のほうに路線の変更はできないかということで前も話があったと思うんですけど、そんなときのあれでは何とか検討してみるということやったとばってんが、その検討はされたのかされてないのか、また結局どこも一緒ですけど、結局何とか少しでも改善をしていかないと全然利用者さんは多少はふえてますけどせつかくの路線がうまいところかみ合うように何とか工夫できないもんかと思ってですよ。そこら辺どうお考えか、お尋ねします。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えをいたします。

先ほど質問をされました検討をしたのかということでございますけども、その件につきましては検討をいたしております。祐徳バスさんのほうにもどうだろうかということで一応案を出してもらった経緯があるんですが、この廃止路線代替バスというのは現状の運行についての補助金でございますので、この路線が変わるといことになれば国土交通省やらいろいろ認可が必要になったりあります。この補助金自体が該当をしないということになりますので、現状ではちょっとこのままで実施をいたしておるところでございます。

それと、再三今まで質問の中でこのバスだけじゃなくていろいろな方法はできないかということの質問がございましたので、この件につきましても上司とも再三にわたり検討はいたしてきたところでございます。しかしながら、御存じのとおり太良町の地形等を考えますと、バスもかなりのバスが必要になってくるし、町民の要望にかなうようにするためにはかなりのまた経費もかかってくるということで、現時点ではこの廃止路線代替バスの現状の運行で持っていくということにいたしておるところでございます。しかしながら、ようやくこの問題がこういう小さな町とか市とかの問題だけではなくて、これは全国的にやっぱり厳しい状況にあるということで、ようやく国のほうが本腰を上げまして交通政策基本法の制定をいたしまして、昨年12月4日に施行をいたしております。内容は、交通に関する施策の基本となる事項等を定めるということで地域交通にかかわる法律の改正、これは次の国会に提出をされるということですが、道路運送法の見直しとか、いろいろな使い勝手のいいような法律の改正がされるようでございます。

それで、今後の方向性といたしまして、主な取り組みといたしましては、これはもう国、県一緒になって市町と一緒にまず26年度につきましては人材の育成ということで首長、それから担当の課長であるとか職員の研修会を行いまして、この運行に伴ういろいろな法律とか方法関係の研修会、あるいは勉強会が開催されるようになっております。27年度になりま

すと、状況の把握ということで、この連携の計画を策定をするということで、この実態調査等が実施をされるということでございます。27年度以降に例えば太良町でどういう移動手段がいいのか、そういう身近な移動手段の見直し、それから再編の検討等が行われまして、国、県と一緒に町もどういうふうな交通の高齢者とかなかなか交通手段がない方々を運ぶというか、買い物等いろいろ病院でもいいですけども、そういうふうに乗り合わせていけるような方法をとっていくということで進んでおりますので、町といたしましても国と県の動きに合わせながらより適切な運行手段を今から考えていくようにいたしているところでございます。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第16号 平成25年度太良町一般会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第17号

○議長（末次利男君）

日程第19. 議案第17号 平成25年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

山林の2ページの資本的収入の県支出金が138万6,000円減額になっているんですが、これはどういう理由でしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

造林事業費県補助金の森林環境保全直接支援事業費補助金が29万6,000円、それから森林加速化・林業再生事業費補助金109万円、合わせて138万6,000円の減額でございます。

理由につきましては、事業量の減でございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、その事業量の減の理由は一番大きな理由は何でしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

事業の確定見込みによる減でございます。間伐面積の減と作業道の延長の減ということで、全体的に事業費が減りましたので、その分に合わせて県の補助金も減ったというようなことでございます。

○7番（牟田則雄君）

せっかく山もいっぱい買って、そこで働いている人たちも太良に定住してもらっている現状を考えたら、太良の活性化のためにも減額するようなことなく増額する、増額補正になるだけ頑張ってくださいようお願いしたいんですが、どうでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

現場の状況等々で結果的に減額になりましたが、増額になる場合もございますので、ケース・バイ・ケースで事業を実施をしていきたいと考えております。

○10番（久保繁幸君）

6ページ、6ページの間伐材等の売払収入の件ですが、これは決算見込みということだったんですが、当初からすると大分売上収入が多いんですが、これはどうした理由なのか、お伺いいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当初予算につきましては、過去の4カ年の実績の立米単価をもとに当初予算を算出をいたしておりました。実績のほうが4年間の立米の杉、ヒノキの平均単価よりも大分多く、当初は1,700円で計算をいたしておりました。決算見込みで立米当たり6,896円という大分高い単価で処分ができましたので、その分増となりまして331万1,000円の補正増を今回お願いをいたしているところでございます。

○10番（久保繁幸君）

立米当たり3倍近く上がったんですね。これ3倍、3.5、4倍までないですけど四七、二十八、3.5ぐらいですか。これはどういったことでこんだけのはね上がる要因があったわけですか。当初は今さっき1,700円と言われたですよ。これが6,800円に上がってるということはどういう見込みをされとったのか。なぜそういうふうに上がったのか、お聞きいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当初に比較いたしまして、実績ではヒノキが大分多ございました。それから、やっぱり単価的に市場のほう若干上がってきたのかなと。幾らかは上がっているという情報、25年度はいただいておりましたが、結果を見ますともう大分いい単価で販売ができたというふう

考えております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

その331万円ですか、これは立米数の増減はどんなだったんですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当初は1,000立米で予算を計上をいたしておりました、当初予算ですね。実績については726.7立米を生産ができております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

似たような質問ですが、7ページの森林事業費、この減1,830万3,000円、後ろのほうを見ますと森林整備加速化・林業再生事業委託料ということで1,783万4,000円の減になっているんですが、これは結構額が大きいのでちょっとこの内容はどうしてなのか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当初予算では間伐25ヘクタール、作業道1,500メートルを計上をいたしておりました。実績については間伐が22ヘクタール、それから作業道が1,820メートル、それから大きく変わったのがヘクタール当たりの間伐の事業費が当初予算からいたしますと大分半額程度に抑えることができた。作業道につきましても、メートル当たり約2,000円近く抑えることができたということで、こういう実績がなって補正減をお願いしているところでございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、早く言えばこれは入札減ということですか、例えば間伐なんか25ヘクタール計画しとったとが22ヘクタールしかできなかつたて、これ先ほどともかなり関連しているんじゃないかと思うんですが、こういうのはやっぱり25ヘクタール予算に組んで計画したならやっぱり頑張って25ヘクタールやっていただくように努力をしてもらいたいし、そして作業道は1,500メートル予定しとったとが1,820メートルということでこれだけ減ということは、相当の入札減が原因でしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

まず1点目、当初予算は間伐期に入っている牛尾呂地区の町有林ということで計上をいたしておりました。現場を見てみますと、いろんな間伐適齢の町有林ございますが、余りよくないなというようなことで場所を変えております。そういうことで面積が22ヘクタールと作業道1,120メートルになったというようなことでございます。

入札減はそれほどございません。設計額の単価について県に相談して見直しを行ったというようなことでございます。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

同じ関連のあれですけど、減額はよかにしても担当課長にちょっと聞きたかとばってん、200年の森をつくるように今いろいろ計画を立ててしよっじゃなかですか。そん中で200年も先のことはわからんばってんが、5年、10年、20年先ぐらいは俺たちも先ぐらんは言わんばいかんと思うととですよ。そん中で森林組合の組合長さんから私が聞いた分は、1年でも2年でも早くその雑木をきれいにつくったりとか、植え込みをきちっとしたりとか、そういうことも言われたとばってんが、そこら辺でこがんでせっかくいい多良岳の山があるるとにそういうのが1,700万円も幾らもこうやって減額というのは非常にいかなもんかなと思うんですけど、そこら辺の担当課長の5年、10年、20年先のことをどういうふうにお考えか、そこら辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

これはもうほぼ100%国の補助事業でございますが、そういう補助事業がある期間、いつまでも続くともわかりませんので、それを有効に活用をして森林作業路の整備なり間伐、山の保育に努めていきたいなというふうには考えております。ただ、今回の場合には場所の変更等々ございましたので、また再度当初予算のところも当然間伐の整備を行いますので、そういう補助制度がある限りは補助制度を活用して森林整備なり保育に努めて立派な手の行き届いた山として守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第17号 平成25年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第18号

○議長（末次利男君）

日程第20. 議案第18号 平成25年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第18号 平成25年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第19号

○議長（末次利男君）

日程第21. 議案第19号 平成25年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（坂口久信君）

この8ページの国庫支出金の返納とか県支出金の返納はどういう理由で大きな返納をしなければいけなかったのか、お尋ねします。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

まず、国庫支出金の返還金でございますけれども、主なものにつきましては平成24年度の療養給付費負担金につきましては概算で3億8,800万円ほど昨年度交付を受けておりましたけれども、最終的に確定した額が3億4,200万円ということで、その差額分の4,600万円ほどを返還が必要になってきたということでございます。県支出金の精算返納金につきましては24年度の特健診及び保健指導県負担金、県から3分の1負担金をいただいておりますけれども、その分も24年度概算で交付決定を224万4,000円いただいておりますけれども、最終的確定額が202万1,000円で、22万3,000円の返還ということになっております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

これとは別ですけれども、国保については非常にいつも厳しいような状況になったりとか、値上げしてもとに戻ったりとかというふうな状況がありますけど、今後その辺のここ数年の見込みについて担当課長にお願いをいたします。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

国保制度につきましては、昨年8月に国民会議からの答申が出まして29年度を目途に保険者を県にするというふうなことで今現在その方向で国、各種機関のほうで協議が進められておりますけれども、その県保険者というものがどういった形になるのかというのはまだ具体的には見えてきませんけれども、その後26、27、28、あと3カ年は国保の安定運営をしながらいかにいかにということで特に医療費自体は総額では保険者、被保険者数が年々減少しておりますので、少なくはなっております。1人当たりの医療費につきましてもそう極端な伸びは見せていない現状でございます。それでもなかなか被保険者さんの所得、町民所得が伸び悩み、保険税としての収入が若干不足をして一般会計をお願いしている現状でございますので、極力医療費を抑える意味でも保健事業に力を入れて、町民の皆様が健康で長生きできる健康寿命の延伸ということを目的に国保のみならず全町民の方の保健事業に力を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

私が余り要らんことと言われんとですけれども、余り健診もしよらんような状況ですけれども、非常に太良町は健診ですね。いろんな工夫をしながら努力されてしてよ所に比べればほかの市町村よりもいい状況であるというようなことは理解をしておりますけれども、そういう中で誰かも言われましたけれども、今後そういう健診率の向上について多分より一層努力されると思いますが、ぜひその辺の力の入れ方をよそ以上に力を入れてもらって、健診率を高めて余り金かからんような状況をつくっていただきたいと思っております。答弁は要りません。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第19号 平成25年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第20号

○議長（末次利男君）

日程第22. 議案第20号 平成25年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（坂口久信君）

集落排水についてはこの前新年度予算ですか、新規事業になつとつとかな、予算で改修事業等がされておりまして、中身を見せていただきました。竹崎の集落排水ですね。非常にきれいにして、まだかえんばいかんとかなというような状況でもありましたし、耐用年数が来れば確にかえれば間違いはないですね。そういう状況で耐用年数が来たから即かえると、それは非常に緊急の場合、故障が来たりなんかすれば非常に支障が来るわけですけども、その辺の耐用年数とのかえる、そういう耐用年数来たからかえるというどういう考えを耐用年数とのバランスですね。その考えはどのような考えを持っておられますか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

竹崎漁業集落排水施設については平成12年から稼働いたしまして、今回22年から5カ年計画で改良計画をしております。それまでも22年に近いころに至りましてたびたび故障等も出てまいりました。そのような状況で専門家の目から見ていただいて、およそそれぞれの機器が耐用年数が平均10年と言われますので、そしてまた今改良しております箇所は全て回転する部分とか、シーリングの部分とか、すり減ったり何したりする摩耗していくような重点的な部分のみを行っているものでございます。そして、しかもこれが1カ所でもふぐあいが出てまいりますと、全体が停止するというふうな状況になってまいります。また、部品によっては故障が発覚してから調査をして製作に至りますまで数カ月、2カ月ほど要するものもあるというふうに聞いております。そのような状況で、やはりこれが停止すれば当然バキュームカーで連日のようにくみ取るような作業までしなければならない。そういう御迷惑を皆さんにはおかけすることはできない。やはりある程度のところで一般的なある程度のところで改良計画は行っていかざるを得ないというふうな考えで今継続して行っているというふうな状況でございます。

○11番（坂口久信君）

非常に立派な答弁をされましたので、後に続くようなことができないような答弁をしていただきました。一番肝心なところの支障が来たら非常に都合が悪いと、そういうところかえとるのかなというようなことでもう十分納得させられましたけれども、そういう中でやっぱ

り担当課長はそれぞれを今の答弁で十分ですけれども、今の見ながら延ばされるべきは延ばすべきじゃなかかなという気はいたします、ですね。いろんな部品等もあろうかと思えますけれども。そして、1日、2日あれば部品等もかえられるような状況もありますのでですね。あなたは非常にいい答弁をされて私は困っておりますけれども、頑張ってください。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第20号 平成25年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

質疑の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

午後2時27分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（末次利男君）

本日3月11日は東日本大震災発生から、3年目となります。震災によって犠牲になられた方々に対し、心から哀悼の意を表し、午後2時46分にサイレンが吹鳴されます。黙禱を捧げたいと思いますので、その場に御起立いただきまして、サイレンの吹鳴と同時に黙禱をお願いしたいと思います。

〔黙 禱〕

○議長（末次利男君）

お直り、御着席ください。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第23 議案第21号

○議長（末次利男君）

日程第23. 議案第21号 平成25年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第21号 平成25年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第24 議案第22号

○議長（末次利男君）

日程第24. 議案第22号 平成25年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（坂口久信君）

3ページのこの上水の調査委託料ですか、調査委託料97万1,000円減額になっておりますけれども、どうして減額になられたのか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

本年度指名競争入札を行いました。その中で業者を10社指名いたしまして今回平成24年度に上水道事業全域を漏水調査を1回行っておられた方がどうしても我々が自分たちが現場が心得ているということと、この事業の成果を確実に出したという思いから、再度25年度も落札をされました。そのときに大幅な減額をされたといういきさつがございます。

○11番（坂口久信君）

全体的な入札減ということは非常にありがたかったですけれども、職員も漏水あたりを調べていると思いますけれども、それとこの全体的な調べ方というのは違うわけですか。職員が調べるとは箇所箇所の調べ方ですか。地区的に全域に職員が調べるということは私はしておられると思ったものですから、その辺の違いがあるのかな。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

漏水が懸念される場合は職員ももちろんいたしますが、実際作業の効率性なり正確性なりを期すためには我々がまず夜間調査等である程度漏水が予想される区域等を確定いたしたり

した後に業者さんの専門的な知識及び機材等を用いて調査していただくというような、そのような段取りが一番効率的であるというふうな形で今行っているところでございます。ただ、職員においても当然機械を用いた漏水の状況が見られる場合は並行して行っているのは事実でございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

この調査あたりは区分けをして、その地区地区によって全体的に見られるというふうにご覧いただいておりますけれども、これは何年越しに例えば漏水調査あたりがなされているのかですね、そこ。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

何年越しというふうな具体的なスケジュールはつくってはおりませんが、例えば今しよつとは上水道ですね。上水道につきましては平成24年度に全地域をいたしました、全給水区域を。25年度につきましては川原第1配水池水系、いわゆる川原からすぐずっとおりてきて油津から北町までの地域をします。来年度、26年度については別の話になってまいります。その別のほかの地域をします。ある程度の有収率を求めるとはそういう対策は継続して行っていくのが効果的であるというふうにご覧いただいております。

○11番（坂口久信君）

そんなら、ちょっと定期的に毎年行っているというふうな話を聞きよれば、毎年区分しながらずっと常時していくような格好に聞こえますけれども、ある程度例えば有収率が例えば80、90になるところあたりもしているのかですね。悪いところは特にせんばいかんと思うけれども、有収率が非常に高いところは特別せんでもいいような感じもしますけれども、その辺についてはどのような考え方を持っておられますか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えをいたします。

やはりある程度どこを基準というのは設けてはおりませんが、やはり上水道にしても、あるいは簡易水道の伊福なり大浦なり里なり、そのあたりがどうしてもまだ有収率が伸びてまいりませんので、毎年しているように見られるかもしれませんが、重点的に今の時期において一気にやっ飛ばさおうというふうな、そういうふうな取り組みでここ2年、3年続けて上水道については調査を行っているところでございます。

○7番（牟田則雄君）

先ほど坂口議員の質問に対する減額の理由を説明されたんですが、申し出があつて極端に安くしてもろうたからということ、これ随意契約になりますか。それとも、入札されたのか、それは議事録の問題もありますので、そのところははっきりと答弁をしていただきたい

いと思います。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

10社による指名競争入札の結果の入札減ということでございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、24年度から引き続き25年度意欲があってそういう安い単価を言われたと。そういうのはほかの自分の課でとか、ほかのという町長どうですか。ここ議事録に残る答弁で本人がそういう申し出があったからこれだけの減額になりましたというのはいかがなものかと思うんですが、町長認識はいかがでしょう。

○町長（岩島正昭君）

これは指名競争の入札の原理は札ですよ。だから、今まで実績があったから安くした云々じゃなくして、この業者がその仕事をとる意欲ができたもんだからそういうふうな安い価格で落札したと思いますからね。そこら付近のその業者の、業者が何と言ったか知りませんが、そういう発言は控えていかにやいかんだろうと思います。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第22号 平成25年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第25 議案第23号

○議長（末次利男君）

日程第25. 議案第23号 平成25年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（川下武則君）

6ページの医師確保対策費が減額になっととばってんが、正直なところ小児科とか、また内科の先生あたりもかなり高額になってきよととばってんが、何とかいい先生を確保でき

るようにこのお金を十分に使ってやっていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

もともと450万円の予算として上げておりましたけど、この補正減という額は先ほど一般会計のほうでも説明しましたように人材紹介会社を利用した場合に必要な費用が人材紹介会社からの採用を今年度しておりませんので必要がなくなったというところなんです。金額全体に対しまして全力で私たちも医師確保に関しましては動いている所存であります。

以上です。

○8番（川下武則君）

事務局長が頑張ってくれているのは私たちも十分理解しているところなんですけど、それにしても何とか子供たちが安心してかかれる、どこでも一緒ですけど緒方病院にしろ田代病院にしろ1人の先生で小さい子供から年寄りの方まで皆さん診ているわけじゃないですか。町立病院ということで専門のその小児科の先生が本当入ってくれば子供たちも安心して太良町に住めるんじゃないかなという思いがあるもんですから、何とか小児科の先生を何とか確保してもらいたいなど。そこら辺町長いかがでしょうか。その小児科の先生を何とか事務局あたりとお考えになってやってもらえればと思うんですけど。

○町長（岩島正昭君）

小児科先生ということでございますけども、小出先生が東北のほうでそれでも向こうにぜひともボランティアで行きたいということで再三お引きとめしたわけでございますけども、どうしても昔の先生の夢ということで向こうに行っておられますけども、ある程度向こうで落ちつけば、またお帰りになって太良病院のほうにおいでになるというふうな約束はしておりますけども、そのほかに佐賀の医師会とかなんとか昨年も何回か私も同行して行ったわけでございますけども、大体県内の小児科医が少ないということですよ。こういうような各自治体病院とかじゃなくして国立の嬉野に今小児科先生は5名程度そういうふうな派遣をしているから、そちらのほうからも再三向こうの医師会のほうから打診をしていただいて、常勤はできないけども非常勤では何とかやりましょうというふうなことでお願いをしているわけでございますけども、もう一つ私が思うのはそういうふうな県内で小児科が少ない。現職のドクターをどうしても確保ができないもんだから、ある程度小児科の先生、いわゆる定年になって自分の開業をしていない先生を何とか探し出して、そしてこっちにお願いできればということで民間のそういうふうな業者とも病院のほうから井田君のほうからある程度の根回しをしてもらっていますけども、なかなか見つからない状況で、私どももとにかくこういうふうな少子・高齢化で、まずは核家族分離型でどうしても親と同居してないもんだから、どうしても子供さんが夜中等々が熱があった場合はばたばたしてすぐ病院、さあ地元小児科医いないということでいろいろ要望等々もあっていますから、ぜひともまた病院と一体とな

って、まずは異動が新年度で病院等も異動がありますからね、県の県立病院も。だから、ある程度先生がおかわりになって教授等々がまた恐らくかわられるんじゃないかと思えますから、再度時間的にも発表があればすぐにでもまた行って再度お願いをしたいというふう思っているところがございます。とにかく小児科の医師確保については全力を今挙げて今年度も頑張っていきたいと思えますので。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

この太良病院の事業に関しての関連ですけれども、太良病院の夜勤の対応ですね。例えば担当医が内科医であって、例えば夜中救急とかでの対応で、ほとんどとは言いませんけれども、よそに回したり何か太良病院で見てもらわんでよ所に回すというような状況もちょうくちよく伺っておりますけれども、その辺の例えば外科なら例えばよそに行ってくださいというともわかるばってん、内科の病気であって内科医が夜勤しておる状況の中で太良病院で診らんでよ所に真っすぐ対応、よそに行ってくれというような対応の仕方はいかなんかかと思えますけれども、その辺事務長、やはり1回は内科医ならですね。患者が内科の者ならやっぱり内科医が宿直におるのなら最低診てもらうぐらいのあれはできるんじゃないかかかと思えますけれども、その対応についてはどうのお考えですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

実際診ていただくというのが一番町民の方々に対しては安心・安全ということでももちろん診ていただくことがベストなんですけど、どうしても内科でもまた専門専門というのが今あります。実際診れないということも、先生が実際患者様からの電話を先生につなぐ場合とか看護師が判断できない場合は夜間の場合、先生に直接つないで話をしてもらったりしてからそれならば専門の病院に行ってくださいとか、そういった答えをする場合と、ちょっと100%そこができてない場合も実際あるところはあります。ということで、ちょうどほかの議員さんからもそういうことを聞きましたので、先月の医局会のときにとりあえず受けるだけ受けましょうということで医局の先生方全員に話をしました。その中でもやっぱり自分は専門外は診切らんと、先生でもそれだったらやれるところまでいいですからということはお願ひしています。どうしてもやっぱり絶対診なさいというのはなかなかちょっと言えないのは現実なところですので、精いっぱいやれる範囲でお願いしますということで先生方には伝えたところですよ。

以上です。

○11番（坂口久信君）

今の話し合いの中でそういう対応をされているということですので、最低限例えば診る、内科なら内科でも診るだけなら診てですよ、そっから例えば救急車で運ぶなら運ぶのがベス

トで、ある程度太良病院でよかつじゃなかかなと言って患者さんと話したり何かしながら多分患者さんはそういう太良病院で診てもらいたいというような思いで電話しとると思うわけですね。そいけん、最低限の診るだけ診て、そしてその後の対応が自分で処置でけんとならさってやると、そのぐらいのやっぱり太良病院の中核病院で太良町の皆さんがやっぱり信頼して太良病院に電話しよるわけですから。その辺はやっぱり今後今話されたようにお互いの中の連携を図りながら診るだけ診て、そして先にやるというような状況をスピーディーな状況をつくっていただければと思います。ぜひこれはつくっていただきたいと思います。答弁は求めます。

○太良病院事務長（井田光寛君）

今、これからも今言われたようなきちっと1次的にまずは診てということが最大限努力やっていけるように先生方にも話をして、先ほども言いましたように安心して住める地域づくりということで貢献していきたいと思います。

○7番（牟田則雄君）

今についての関連質問ですが、町民サービスという観点からいえば、できないものはできないともう電話のときに言っていただいたほうが、何かできそうに言われて私もことしの正月ちょうど孫が来とって、それに行き合うて自分で連れていったんですが、相当電話口でやりとりして俺がぐらいやかましゅう言うても、鹿島までこれは3回ぐらいは行ったり来たりすっばいなというぐらい処置ばしてもらうまではやっぱり待たせられたもんね。そしたら、もう俺がごつ、言わんもんなまっと、ひょっとするぎ早かつか知らんばってん、あれだけ言うてもそれだけの時間がかかるとやけん、やっぱりそれならできるとできないことをもう電話口でもはっきりきょうはこの先生がもういないからこういう症状に対してはできませんならできませんと言うとも、はっきりもう病院に来る前にそっちからやっぱり言うていただくのも住民サービスの一つだと思いますので、そこら辺の判断をきちっとしたできるようなマニュアルか何かつくってやっぱり今みたいな対応ができたほうが我々も太良病院やっけん太良病院で思うて行っても、もう病気がようなるまで間に合わんというごたっちゃ、だけんどうしようもなかもんやっけんですよ。そいけん、そこら辺はやっぱりせめて鹿島に行くよりもここが早かったにやていうぐらいの時間では診てもらおうような対応をしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

いろんなパターンがあると思います。そういうことでなるべくだったらナースが電話とらんじゃなくて難しいパターンは先生につないで判断をしていただくというふうなことが一番いいかと思って現在先生になるべく電話を回して判断をしていただくというふうなことで取り組んでいるところです。一線、そこで診れる診れないをすばっと切るといのはなかなか

やっぱり難しい、目の前にやっぱり患者さん診ないと難しいところはあると思いますので、まずは今の状況でちょっとやっていけたらと思っています。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

今、坂口議員、牟田議員、もっともなことを言われて、自分自身の経験なんですけど、私も一昨年ですか、11月の月にクモ膜下で倒れたんですが、まずは患者さん、病院した場合、うちは本当に悪いんですが、今言われたような意見でお客様の自分自身のこととも一緒なんですけど、お客様がそういうふうな状態になったときにまずは私は佐藤病院に電話します。何かというたら、まずは連れてこいて。今のような電話で対応とかなんとかじゃなくて、まずはすぐまずは連れてこいと。ほんで、自分のところで診れなかったら私もそうなんですけど、すぐ救急車でまたほかのところに運んでいただいて、おかげさんでこんな後遺症はなかったんですが、やはりまずは連れてこい、それが一番患者としては安心なんですよ。それで、やっぱりそこはドクターとお話云々するよりも、ドクターがお話する間にはもう病院に着きますから、ほんで病院でどうにか診ていただけてそこで処置できなければもう救急車がすぐ来ていただいて、そしてまた送っていただくような、やっぱりその方法が一番いいと思います。ドクターとお話云々でなくて、まずは来いと。そう言っていただければ一番安心するのが患者でありますので、実際そういうふうな目に遭った私が言いますのでよろしくお願ひしますが、その次にまた不納欠損の件でお尋ねいたすんですが、特別欠損で49万1,000円の補正額増額をしておりますが、これはどのような不納欠損をされたのか、お尋ねいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

これは未収金の分の不納欠損になります。内容としましては、未収金できていない平成17年度以前の未収金で現在通院履歴がなく、滞納整理簿そういった条件で確認して行って、一つの条件として死亡者で同居していた家族がいない者とか、住所がわからない人とか、そういった方を上げていったところ、実際8家族10名でこの金額、ちょっともうどうしようもないという状況になりましたので、不納欠損として上げております。

○10番（久保繁幸君）

17年度以前ということなんですけど、17年度以前のまだそれ私が監査していたときからわかるんですけど、昭和の時代からありましたですよね。そういうふうなものはどのように今後なされるつもりか。新しい年度でどうか不納欠損の仕方が出てくるというようなことも聞いておりましたんですけど、その昭和の時代からの分はどうかされるのか今後、お尋ねいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今現在、25年現在で昭和の分はもうないです。（「ないですか」と呼ぶ者あり）はい。済

いません、今ちょっと資料持ってないんですが、平成5年ぐらいが一番古い分になってたと推測します。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

その平成5年というのはまだ現在こちらの住所とか名前とかどこにおいでになるというのはわかっておられて、また督促等々は何カ月間隔でやっておられるわけですかね。

○太良病院事務長（井田光寛君）

今17年以前で不納欠損していない分で今言われたように督促もやっておりますし、住所はつかめています。払ってくださいと言いながら家のほうまで行っているんですが、実際払ってもらえないという方も実際まだ残っています。そういった方も残ってはいるんですが、一応お約束、言葉が済いません、出てこないんですが、誓約書はきちっととってあります。済いません。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第23号 平成25年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れでした。

午後3時15分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 江 口 孝 二

署名議員 所 賀 廣

署名議員 平古場 公 子